

△資料紹介▽

広島法律学校沿革誌

附、講法館・広島法学校・法学講習所・尾道法律学校

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増 田 修

目次

- 一 はじめに
- 二 法律私学校「講法館」
  - 1 講法館の沿革
  - 2 講法館教則
  - 3 木原章六の経歴
- 三 広島法学校
  - 1 広島法学校の設立
  - 2 広島法学校規則
- 四 広島明法館「法学講習所」
  - 1 法学講習所の設立

2 野平穰の舌禍事件

五 尾道法律学校

1 尾道法律学校の設立

2 尾道の代言人

六 広島法律学校

1 広島法律学校沿革誌

2 討論会問題集

3 『広島県統計書』・『広島県学事年報』

七 解題

1 「専門学校令」公布以前の法律学校

2 広島法律学校の設立と廃校

3 広島法律学校の生徒

八 おわりに

一 はじめに

広島法律学校は、明治二十（一八八七）年三月、広島代言人組合に所属する代言人達が広島区大手町三丁目（明治二十五年四月、大手町七丁目に移転）に設立し、主として広島控訴院・広島始審裁判所（明治二十三年十一月、広島地方裁判所となる）に在勤する司法官（判事・検事、司法官候補）が講師となつて生徒を教えた、三年制の法律学校である。広島法律学校は、明治二十（一八八七）年三月二十七日開校し、明治二十九（一八九六）年八月三十一日廃校するまで、

約九年半に涉つて存続した。その生徒の中から、代言人試験に合格して、広島で代言人・弁護士（明治二十六年五月一日、代言人から弁護士へ移行）となり活動した者、中には政治家として活躍した者もいる。

しかし、近年は、広島法律学校の実態は忘却の彼方にあり、弁護士の間でも、僅かに『広島弁護士会史』（会史編集委員会編・広島弁護士会発行・一九八六年）編纂に携わった者や長老がその名を記憶している位である。その『広島弁護士会史』も、内容は戦後編であつて、戦前編は未着手のまゝである。そして、広島弁護士会が保有する、第二次世界大戦前の広島における代言人組合・弁護士会、およびその組合員・会員についての資料は、原爆により焼失し、「会員名簿 第四号」（昭和十三年三月改）が一冊と、田上諸藏著『法曹閑話』（私家版・一九三七年）が残っているだけである。また、『広島市学校教育史』（広島市教育センター編修発行・一九九〇年）でも、「広島における専門教育の発足」の節において、「その他の専門学校」として広島法律学校の名称が見えるに過ぎない。

ところで、広島における法律学校は、広島法律学校が初めてではない。明治十二（一八七九）年に、木原章六が法律私学校「講法館」を設立したのが、嚆矢である。次に、明治十九（一八八六）年二月、代言人大山剛が広島法学校を設立し、同年九月、代言人野平穰が広島明法館の中に法学講習所を開設している。しかし、これらの法律学校は、長続きしなかつた。また、明治二十一（一八八

九）年四月には、尾道法律学校が開講したというが、その後の消息は不明である。

そこで、『広島新聞』（興風社発行）、『芸備日報』（第一号・明治十九年一月三十日、第七百号・明治二十一年六月三十日）、『芸備日日新聞』（第七百一号・明治二十一年七月一日、第三千二百三十四号・明治二十九年九月一日）、『広島県統計書』（明治二十年、明治二十九年）、『広島県学事年報』（明治二十四年、明治二十九年）などに掲載された、広島における法律学校に関する記事・広告、統計資料などを出来る限り採集して、広島法律学校を中心に「広島法律学校沿革誌 附、講法館・広島法学校・法学講習所・尾道法律学校」という題名で編集し、解題を附した。

凡例

- (1) 『芸備日報』および『芸備日日新聞』は、以下「芸日」と省略し、例えば、明治二十年二月十一日発行のものは、「芸日」明治二十・二十一と表記する。『中国』（明治四十一年六月二十一日、紙齢五千号に達し）、『中国新聞』と改題）は、「中国」、『広島新聞』（興風社発行）は「広新」、『官報』は「官報」と表記し、発行年月日は「芸日」と同様の表記とする。
- (2) 原則として、原文の旧漢字は常用漢字に改め、変体仮名・片仮名などは現行の平仮名に改め、濁音には濁点を付した。また、読み易くするため、文章には句読点を入れた。

## 二 法律私学校「講法館」

### 1 講法館の沿革

(1) 明治十一年(一八七八)年三月、木原章六は、第一大区(広島)五小区六丁目元嶺雲院水楼に、民事上の法律相談を無謝礼で行う、講法館を開設した(「広新」明十一・三・三十)。この講法館が、法律私学校「講法館」の前身である。

明治十一年(一八七八)年七月には、講法館に代言部を設け、代言人が訟務を取扱った(「広新」明十一・七・二十三)。同年九月には、講法館を嶺雲院から大手筋二丁目五百七番邸に移転した(「広新」明十一・九・三)。同年十一月十五日および十二月二十四日には、齊藤金平が、講法館において法律講義を開講した(「広新」明十一・十一・十三、明十一・十二・十五)。

明治十二年(一八七九)年一月、講法館から代言人稻垣五郎が独立して、広島区的場の自宅で訟務を取扱うことになった。講法館は、代言部を廃止し、相当の謝金を受けて、民事上の事件についての相談と訴訟書類の草案を取扱う代書業を始めた(「広新」明十二・一・十)。

(注) 明治十一年十一月一日から「郡区市町村編成法」(明治十一年七月二十二日太政官布告第十七号)が施行され、大小区制は郡区町村制に代わり、広島町は広島区となった。

(2) 明治十二年(一八七九)年十月、木原章六と齊藤金平は、講法館を改めて、法律私学校「講法館」として広島区下中町に開校した(「広島県史料」第三〇三卷・広島県3・一 国史稿本・学校、内閣文庫所蔵『府県史料』マイクロフィルム版、雄松堂フィルム出版・一九六二年)。

明治十二年(一八七九)年十二月、『広島新聞』(興風社)の広告欄に掲載された「私立法律学校広告」は、次のように読者に呼び掛ける(「広新」明十二・十二・十六)。

今般本館を改めて法律学校となし、来る明治十三年一月より、本邦英米仏の法律を教授し英米仏の法律は翻訳書を以て授く、学期を四期に分ち、二ヶ年を以て卒業せしむ、入学志願の者は来校あれ。但し、授業料受けず。

明治十二年十二月 広島区下中町 講法館

(3) 「明治十二年全国学事の状況及び其沿革等を輯録」した『文部省第七年報明治十二年』(芳文閣出版部、復刻版一九八八年)の「明治十二年大学専門学校一覽表」によると、講法館は、次のように記録されている。

「名称」講法館、「地名」安芸国広島区下中町、「何立」私立、「設立年」明治十二年、「学科」法学、「教員」二名、「生徒」一〇名、「主長たる者」木原章六

しかし、『文部省第八年報明治十三年』附録の「明治十三年大学専門学校一覽表」には、講法館の名は消えている。講法館は、

明治十三(一八八〇)年中には廃校となったようである。

木原章六は、明治十四(一八八二)年一月検事となり神戸裁判所へ赴任し、齊藤金平も、明治十五(一八八二)年五月には、大阪控訴裁判所判事となっている。

## 2 講法館教則

法律私学校「講法館」の教則は、「広島県史料」によると、次の通りである(前掲『府県史料』中の「広島県史料」一一・学校)。

明治十二年十月広島県木原章六静岡岡県齊藤金平協議法律私学校ヲ広島区下中ノ町ニ開其教則左ノ如シ

法律私学校講法館教則

第一条 本館ハ本邦支那英米仏ノ法律学科ヲ教授スルノ私立学校ナリトス

第二条 学期ヲ四期ニ分チ每期半ケ年トシ二ケ年ヲ以卒業スルモノトス

第三条 学科分テ五類トス  
但シ全科ノ授業ヲ欲セザル者ハ五類中ノ一科又ハ二科ヲ撰シテ専修スルモ生徒ノ情願ニ任ス

第一類 本邦法律

一 現法律民法刑法警察法擬律弁明

二 古代律令

第二類 支那法律

一 明律

二 清律

第三類 仏国法律

一 民法

二 刑法

三 訴訟法

四 治罪法

第四類 英米国法律

一 英米民法

二 証拠法

三 租税法

第五類

一 法理論

二 憲法

三 万国公法

第四条 英米仏ノ法律ハ並ニ翻譯書ヲ以テ教授ス其所闕ハ之レヲ口授ニ付ス

第五条 本館ニ於テハ都テ授業料ヲ課セス(注、都テリすべて但シ授業書籍ハ隨時適宜ニ之レヲ定ム)

## 3 木原章六の経歴

(1) 木原章六は、嘉永元(一八四八)年二月十七日、広島藩の儒者

木原桑宅の次男として生まれ、慶応三（一八六七）年藩校の助教となり、明治五（一八七二）年文部省、次いで司法省に出仕して、少解部・大解部などを経て、明治八（一八七五）年五月七等判事に任ぜられたが、明治十（一八七七）年七月、一等判事以下廃官のため広島に帰った（玉井源作『芸備先哲伝』、芸備先哲伝発行所・広島積善館・一九二五年。後に、『広島県人名事典 芸備先哲伝』、歴史図書社・一九七六年に収録。「芸日」明二十二・十・十七に収録された「故木原章六氏の履歴」）。

章六は、講法館を経営したり、同進社の設立に関与するなどした後、明治十四（一八八一）年一月検事となり神戸裁判所へ赴任し、同年十月東京控訴裁判所詰検事、明治十六（一八八三）年十一月宮城控訴裁判所検事長、明治十七（一八八四）年二月大阪控訴裁判所検事、同年十二月函館控訴裁判所判事、明治十九（一八八六）年七月東京控訴院評定官、明治二十一（一八八八）年一月民事第一局長、同年十二月長崎控訴院検事などを歴任した（国立公文書館所蔵『官吏進退』明治二十二年・二十三叙勲。前掲「故木原章六氏の履歴」）。

章六は、明治二十一（一八八八）年八月長崎控訴院検事任職中、病氣（胸水腫）のため広島に帰省し療養していたが（「芸日」明二十二・八・十五）、同年十月三日病死したと報道されている（「芸日」明二十二・十・十七）。しかし、明治二十二（一八八九）年十月二日発行の『芸備日日新聞』欄外広告に「木原章六儀病死葬送ノ

儀都合ニ依リ之ヲ取消ス 惠美鐵允」とあり、実際には十月二日に前に死去していたと思われる。章六が病氣療養のために広島に帰ってきたとき、広島法律学校は存在していた。章六ほどのような感慨を持ったのであろうか。

章六の閲歴は、手島益雄「広島県先賢伝」（東京芸備社・一九四三年。後に、『広島県人名事典・附録 広島県先賢伝』、歴史図書社・一九七六年に収録）にもあるが、それによると死亡日を十月二十日としている。しかし、葬儀は十月十六日比治山町広寂寺で行われているので（「芸日」明二十二・十・十五、明二十二・十・十七日）、誤りである。

ところで、章六は、明治二十二（一八八九）年十月三日、特旨・特例を以て従五位勲六等瑞宝章に叙せられている（国立公文書館所蔵『官吏進退』明治二十二年、二十二叙位・二十三叙勲）。病気が重くなつて死亡直前に「特旨・特例」を以て陞叙・叙勲の手續がなされた場合、『官報』の死亡公告は、陞叙・叙勲後の位階・勲等で行われるので、公式の死亡日をその後に設定した、めに、諸説が生じたと思われる。章六の公式の死亡日は、十月五日（前掲『芸備先哲伝』も同様）である。『官報』第一八八六号（明治二十二年十月十日）の「彙報官庁事項」欄に、「検事卒去 長崎控訴院詰検事従五位勲六等 木原章六ハ去ル五日卒去セリ」とある。

(2) 章六は、『広島新聞』（興風社）の編集長佐々木惺軒、社長堀義

一とは、深い交友関係があつたようである。

すなわち、章六が、西南の役の国事犯処分のため臨時裁判所において判事として尽力したという理由で、明治十二(一八七八)年四月二十七日、太政大臣三条実美から金八十円の賞金を下賜された際には、『広島新聞』(明治十一年五月二十八日)は、「吾が敬愛する木原君は、左の賞を賜はれたれば、茲に録して諸君に報道す。」と述べて、賞状を掲載している。

また、明治十一(一八七八)年一月、惺軒は、広島で最初の筆禍事件といわれる「兵隊による巡査拘引事件」の報道で起訴されたが、広島裁判所において無罪の判決を受けたので、編集長への復職届(起訴されたとき、別人を仮編集長、いわゆる藁人形に仕立て、発行を続けていた)を出したところ、県は何の法的根拠もないのに、上告中なので謹慎すべきであるとして、それを却下した。その際、「木原章六といふ法理の分つた人も、新聞紙の暗々顧問者で居るものから、社長堀義一は、県庁に向つて抗議致しました」(熊見定次郎「広島に於ける新聞紙」・尚古 第二二年第十二号、一九〇八年)という。そして、惺軒も紙上で読者にその不当性を訴えたので、却下の指令は取消された(「広新」明十一・四・二十八、明十一・五・十四、明十一・五・十六、明十一・五・十八、明十一・六・十五、明十一・六・二十三、明十一・六・二十七)。

(注) しかし、県庁の処分とは別に、大審院は、明治十一年十月二日、惺

軒に対して罰金十円の逆転有罪判決をした(司法省蔵版『明治前期大審院刑事判決録』3、文生書院・復刻版一九八七年、三七三頁)。

明治十二(一八七九)年十月、章六が校主となつて設立した講法館は、講師二名、生徒十名の小さな塾ともいふべき規模で、しかも、明治十三(一八八〇)年中には廃校した短命な法律学校であつた。しかし、木原章六は、明治初期、広島において法律学校を設立した人物として、教育史に名を刻んでいる(教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第一巻、教育資料調査会・一九三八年・重版一九六四年、六五五頁)。

### 三 広島法学校

#### 1 広島法学校の設立

(1) 広島法学校は、明治十九(一八八六)年二月、広島組合代言人大山剛が設立した。その模様は、次の通りである(「芸日」明十九・一・三十)。

○法律学校新設の企画 広島組合代言人大山剛氏は、曩に東京法律学校(注、東京法学校か)を卒業の後、昨年春期の代言試験に及第し、近来当区新川場町にをめて開業し、兼て法律の研究に従事し居たるが、今回尚ほその規模を大にし、更にその筋の許可を請ひ、法律学校を当区猿楽町に設立し、初めの程は氏自らその教授の勞を取り、益々盛大に赴く上は、博

士若くは学士を聘して、これが教師となさんと計画にて、右幹事として専ら周旋奔走するものは、当区高屋胤七郎氏なりと聞く。

- (2) 広島法学校は、明治十九（一八八六）年二月、『芸備日報』に、次のような広告を出している（「芸日」明十九・二・十）。

広島法学校来十四日開校す。

入学志願の者は、申込あるべし。

広島県広島区猿楽町

広島法学校理事

- (3) そして、明治十九（一八八六）年二月十三日、仮に開業式を行つたという（「芸日」明十九・二・十六）。しかし、その後、広島法学校の活動状況についての情報は見当たらない。『明治十九年広島県統計書』（広島県庶務課・一八八七年六月）の「教育」の項（注、公私立の学校が掲載されている）にも記録されていない。

なお、明治二十（一八八七）年六月発行の『日本帝国代言人姓名録附録法律士姓名録』（山本光稼編集発行・一八八七年）には、大山剛の名を見出すことが出来ない。明治十九（一八八六）年二月から明治二十（一八八七）年五月までの『官報』を調べても、司法官に任官した記録も見当たらない。

- (4) 広島法学校は、実際には開校出来なかつたようである。明治二十年三月二日発行の『芸備日報』寄書欄には、竹里寛山「代言人諸氏を望む」という、次のような投書が掲載されている。

回顧すれば、昨年の恰も頃日、広島組合代言人大山剛氏が、自ら奮発して広島区へ一の私立法律学校を設立せんとて大に尽力せられしが、未だ時機の到来せざるにや、惜むべし途中消へとなりぬ。

楮、一ヶ年の星霜を経たる今日となり、亦広島組合代言人諸氏が、該法律学校を設立せんとの奮発にて種々計画せらるゝと聞けり、左れば不日開校の美挙を見聞するや期して待つべしと雖ども、此事たる素より易々たる業にあらず、故に代言人諸氏十二分の力を尽し、以て大山氏の轍を踐むに至らずして、速に設立あるに於ては、豈独り諸氏の名譽のみならんや、国家を益す又尠なしとせず、乃て聊か愚意を述べ爰に成功の美挙を祝す、否な千禧万望く。

## 2 広島法学校規則

「私立広島法学校規則概要」は、次の通りである（「芸日」明十九・二・十）。

第一条 学期を三ヶ年とし、之を三期に分ち、一期修業を一ヶ年とす。其課程左の如し。

第一学期 日本□□（注、刑法か）、同治罪法、同民法草案契

約編、同財産編、仏国民法人事編

第二学期 仏国民法書入質編、同証拠編、同名代契約編、同受託契約編、同保証契約編、日本英国為換法比照、

英仏海上書質入法比照、ホルランド氏法理

第三学期 仏国民法和解編、同期満得免編、同質入編、同先

取特権編、同売買編、英国会社法、仏国訴訟法、英

国憲法、日本行政法、メキン氏法理

第二条 授業時間は、一日三時間、則ち一週十八時間とす。

第三条 授業方法を三種とす・一講義・二輪講・三討論。

第四条 本校へ入学せんとする者は、何時にても之を許す。

但し、十五年以上の男子たるべし。

第五条 速脩、月謝の額、左の如し。

速脩金三拾錢以上、月謝金式拾錢

#### 四 広島明法館「法学講習所」

##### 1 法学講習所の設立

(1) 広島明法館は、明治十九(一八八六)年六月、次のように始まった(芸日)明十九・六・二)。

○広島明法館 今度、北小路明左衛門氏が館主、六宗金造氏が幹事となり、提頭の如きを広島猿楽町百七十二番地に設置し、東京より代言士野平穰氏を聘し、館中を仲裁局、詞訟鑑定局、講法局の三つに分ち、代言弁護その他の事務を取扱ふといふ。

(2) また、『芸備日報』(明治十九年六月二日)には、次のような「広島明法館開設広告」と野平穰自身の広告が掲載されている。

○広島明法館 広島区猿楽町百七十二番邸

一 今般、東京より代言士野平穰君を招聘し、本館を開設して左項の事務を執る、此段広告候也。

但し、謝儀は各其意に任す。

明治十九年六月 広島明法館 幹事

一 代言弁護の紹介

一 民刑詞訟の鑑定

一 一般紛議の仲裁

一 訴答書等の公用文起草代書

○自今左の処に於て代言弁護の依頼に可応候。

代言人 広島区猿楽町百七十二番邸野平穰

(3) そして、明治十九(一八八六)年九月十九日発行の『芸備日報』に掲載された、次のような広告によると、広島明法館に法学講習所を設けたことが分かる。

今般本館内に法学講習所を設け、専ら法学講授を勉む、有志者来学あれ。但し、規則は本所に就て見るべし。

広島区猿楽町 広島明法館

しかし、その後、明治十九(一八八六)年九月二十三日発行の『芸備日報』に掲載した右と同文の広告を最後として、広島明法館についての情報は見られない。また、『明治十九年広島県統計書』(広島県庶務課・一八八七年六月)の「教育」の項にも記録されていない。



## 2 野平穰の舌禍事件

ところで、野平穰は、明治十九（一八八六）年七月三十日、広島控訴院において、弁論中に「実に檢察官の論告は馬鹿げたる弁論にして云々」と立会検事北川精一の職務に対し侮辱を加えた廉で、刑法第四百十一条（官吏侮辱罪）により、重禁錮一ヶ月・罰金五円の刑に処せられた（「芸日」明十九・七・三十一、明十九・八・一、明十九・八・三三）。治罪法第二三七七三条に基づき、即決裁判を言渡した評定官は、中尾捨吉・古賀朋銓・津村一郎である。大審院に上告したところ、同年十月八日、大審院は原裁判の全部を破毀し、相当の裁判を受けさせるため、更に大阪控訴院へ移す旨宣告した（「芸日」明十九・十・十四、明十九・十・二十九、明十九・十・三十、明十九・十・三十一）。大阪控訴院は、明治二十（一八八七）年一月二十四日、前同一の裁判（注、重禁錮一ヶ月・罰金五円）を言渡した（「芸日」明二十・一・二十五、明二十・一・二十八）。再上告したが、同年四月二十一日、今度は上告を棄却された（「芸日」明二十・四・二十七）。同年五月十九日、大阪で刑の執行を受け、同年六月十五日満期となり、同年六月二十六日広島に帰郷した。しかし、穰は、明治二十（一八八七）年七月初旬、広島を去って大阪代言人組合に転じた（「芸日」明二十・七・十二）。

このように、穰は自分自身の刑事事件に追われ、法学講習所において専ら法学講授をするような状況ではなかった。

（注）野平穰は、判決に対して承服できず、『芸備日報』第四百十号・第四百十一号（明治二十年七月四日・五日）に、「侮辱罪を論ず」とい

う題名の小論を書いている。

なお、野平穰は、安政四（一八五七）年九月生れ、安佐北区可部町（高宮郡下町屋村）の出身であり、明治九（一八七六）年広島師範学校を卒業し、小学校教員をしていた（衆議院・参議院編『議會制度七十年史衆議院議員名鑑』衆議院・一九六二年）。その後、明治十六（一八八三）年七月東京において代言人免許を取得し、東京で代言人となった（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』、局外舎、一八八四年）。明治二十七（一八九四）年三月一日の第三回衆議院議員選挙に、広島第三区から自由党候補として立候補して当選。明治四十四（一九一）年八月二十一日死去（衆議院事務局編『第一回乃至第二十回総選挙 衆議院議員略歴』、衆議院事務局・一九四〇年。後に、『政治家人名資料事典』第1巻、日本図書センター・二〇〇三年に収録）。

（注）野平穰の評伝は、足立重吉『代言人評判記』（秩山堂・一八八三年。後に、『日本法曹界人物事典』第六巻、ゆまに書房・一九九六年に収録）、三田六太郎『大阪組合代言人公評録』探穴堂・一八九七年。後に、前掲『日本法曹界人物事典』第六巻に収録）、東惠雄編『明治弁護士列伝』（周弘社・一八九八年。後に、『日本法曹界人物事典』第七巻、ゆまに書房・一九九六年に収録）、越山茂太郎『近畿弁護士評伝』（潜龍館・一九〇〇年。後に、前掲『日本法曹界人物事典』第七巻に収録）に収められている。

## 五 尾道法律学校

### 1 尾道法律学校の設立

(1) 尾道法律学校は、明治二十二(一八八九)年三月、尾道代言人組合の代言人達によって設立された。『芸備日日新聞』には、次のような広告が掲載されている。

○生徒募集広告(「芸日」明治二十二年三月十六)

今般、本校を設立し、本月二十日より教授す。入学望みの諸士は同日迄に申込みあるべし。本月中は束修を要せず。規則書入用なれば、郵券式錢送付あるべし。

教授は、判事、検事及明治法律学校、東京法学校卒業の諸君担当す。

明治二十二年三月 尾道法律学校

### (2) 次に、尾道法律学校は、明治二十二年四月十二日発行、『芸備

日日新聞』の次の記事に見える(「芸日」明治二十二年四月十二)。

○尾道私立法律学校 尾道組合代言人諸氏の発起に成れる同校は、本月(注、四月)一日を以て開講せしよしなるが、目下続々入学志願者ありと云へり。

この記事を最後に、尾道法律学校に関する、報道は見出せない。

### 2 尾道の代言人

広島法律学校が設立された二年後に、尾道法律学校は設立され

ている。尾道の代言人は、広島法律学校開設に刺激を受けて、備後の地にも法律学校を開校しようとしたのであろう。

当時、尾道の代言人は、広島始審裁判所尾道支庁に所属し、広島代言人組合とは別の尾道代言人組合を結成していた。明治二十(一八八七)年五月当時の代言人は、次の十名である(前掲『日本帝国代言人姓名録』)。しかし、『官報』第一七一五号(明治二十二年三月二十二日)によると、明治二十一年(一八八八)年十二月三十一日現在の尾道の代言人数は、八名である。

尾道法律学校の設立に関与した者は、これらの代言人の中にいると思われる。

- 明治十(一八七七)年三月於広島免許 喜多英太郎 広島県平民(会長)
- 同十一(一八七八)年七月於岡山免許 ○難波 泰慈 岡山県平民(副会長)
- 同十二(一八七九)年三月於広島免許 河野大一郎 広島県平民
- 同十三(一八八〇)年五月於広島免許 ○和田 詠美 広島県平民
- 同十四(一八八一)年七月於広島免許 ○阿部 改造 広島県平民
- 同十五(一八八二)年一月於広島免許 ○橋野嘉一郎 広島県平民
- 同十六(一八八三)年三月於広島免許 ○脇本 東助 広島県平民
- 同十七(一八八四)年五月於愛媛免許 谷口 清太 島根県士族
- 同十八(一八八五)年一月於大阪免許 澤村良太郎 高知県平民
- 同十九(一八八六)年一月於大阪免許 ○栗原 茂之 東京府平民

(注) ①氏名の頭に○印を附した者は、明治二十六年五月代言人から弁護

士への登録をした者である（磯野新『帝国弁護士録・帝国弁護士法及附屬令』磯野新発行・一八九三年）。この時は、広島弁護士会に統合されている。

②谷口清太は、明治二十三年十二月十七日代言人規則違反に依り除名（『官報』明二十四・一・八。澤村良太郎は、明治二十三年七月十七日死去（『官報』明二十三・七・三十一）。

## 六 広島法律学校

### 1 広島法律学校沿革誌

広島法律学校の沿革は、主として『芸備日報』、『芸備日日新聞』に掲載された記事・広告の文章をそのまま、（頭に○印を付した）、あるいは編集し（頭に●印を付した）、それらを編年体に序列して構成した。

広島法律学校に関する『芸備日報』・『芸備日日新聞』の記事は、同校に特に注目し、世に知らしめようとして系統的に特集したものではなく、元々は記者がその時々に関心に任せて、報道したものとと思われる。新聞広告も、広島法律学校が、その時々が必要に応じて、生徒募集のために宣伝したり、生徒に休暇明けの開校日を告知するため等に掲載したものである。いずれも、広島法律学校の一時期の一断面でしかない。しかし、約九年半に渉る断片的な記事・広告を編年体に並べて見ると、設立事情、運営状況、講師達の交替、講義内容の変化、試験内容、生徒達の成績や生活、

### 広島法律学校沿革誌

法律討論会の状況、学校行事、廃校理由などの断片が沿革誌として纏まりを見せ、断片が相当に欠失したジグソー・パズルを復元するように、大まかなものではあるが、広島法律学校の全体像が浮かび上がって来る。

明治二十（一八八七）年

2月11日

○私立法律学校設立計画（『芸日』明二十・二・十一）

今度、広島組合代言人諸氏には、当地に一の私立法律学校を設立せんことを計画さる、由にて、既に此程代言人山中正雄氏の宅に代言人一同集会をなし種々協議の末、同業中より松山廣居・山中正雄・岡崎仁三郎の三氏を創立委員に撰み、当地有志者を以て役員となし、維持の責任を負はしめ、漸次隆盛を謀るの目的なりと云ふ。又た、此の挙に就き創立委員中より、彼の広島英学校主木原適處氏へも設置の事を謀りしに、同氏も同意を表されし由にて、或は英学校と合併して起さんと云ふの説もある趣なり。此の挙たる、元と広島控訴院長堤君より代言人の内へ内話ありしに因るとかにて、本校設立の上は控訴・始審両裁判所に在勤中なる評定官・判事・検事等諸氏の内法学士の人に請ふて出席を受け、其の教師に充て完備なる法律校となさんとすの計画の由。右

の如く裁判所在勤の法官に請ふて法律校を開くことは、他地方既に之れあることなれば、我広島に於て此の挙ある、決して難きことにあらず。故に遠からず諸氏の尽力空しからず、其の開校の典を聞くに至るなるべし。果して開校に至るときは、地方法学に志ある人の一大幸福と謂ふべきなり。

3月5日

○広島法律学校設立広告(「芸日」明二十・三・五)

法律学の世に必要なる、人皆之を知る、予輩復た贅せずして可なり。而して、地方師に乏しく講習の途なきに苦むもの蓋し尠からず、斯地即然りとす。予輩の之を慨する尚し、会々貴紳の協賛せらる、あり、乃ち当控訴院、始審裁判所に在勤せらる、学士諸君に詢るに、公務軼掌の余講師の任に庸られん事を以てせしに、幸に其肯諾協賛せらる、所と為る、因て茲に広島法律学校を設立せんとす。世上有志の士冀くば来学せられよ。

名誉校員

- 従四位勲六等 堤 正巳君
- 従五位勲六等 石井 忠恭君
- 正六位 平山 靖彦君
- 従六位 波多野敬直君
- 正七位 奥宮 正治君

- 池永 端君
- 其他広島控訴院・始審裁判所高等官数名
- 講師

- 法学士従六位 西川鐵次郎君
- 法学士正七位 井原 師義君
- 法律学士 立木 頼三君
- 従七位 菅谷 正樹君
- 菅生 初雄君
- 秋廣淡一郎君

学 科

第一 年

- 法学通論 契約法 私犯法 財産法 刑法 治罪法
- 論理学 経済学

第二 年

- 会社法 売買法 代理法 訴訟法 証拠法 親族法
- 擬律擬判 経済学 行政法

第三 年

- 商船法 保険法 法理学 流通証書法 羅馬法 行
- 政法 擬律擬判

規則摘要

- 一 講義は総て邦語を以てし、之を筆記せしむ。
- 一 授業時間は日曜日及び祭日等の休日を除くの外、

土曜日は午後一時より同三時まで、其他は毎日午後四時より同六時までとす。

- 一 本校を維持し規模を拡張せんが為め校員を設く。
- 一 法学篤志の士にして職務の爲め生徒と同じく講習に従事する事能はざるものを客員とす。

- 一 校員客員は随意に講義を聴く事を得。
- 一 客員及生徒は束修金五拾銭（入学の際、一次之を納む）月謝金三拾銭とす。

附言 詳細の手続は、広島区大手町式丁目五十一番邸広島法律学校創立事務所に照会の上、承合せらるべし。規則書入用の諸君は、郵券式錢送付せらるれば、直に郵致す可し。

校舎は大手町三丁目十二番邸を以て之に充つる爲め、目下修繕中に付、落成の上始業の期日は官准を得て更に広告すべし。

明治二十年三月

広島区大手町二丁目五十一番邸

広島法律学校創立事務所

(注) 堤正己(広島控訴院長)、石井忠恭(広島控訴院検事長)、平山靖彦(広島県大書記官)、波多野敬直(広島始審裁判所長)、奥宮正治(広島始審裁判所検事)、西

広島法律学校沿革誌

川鐵次郎(広島控訴院評定官)、井原師義(広島控訴院検事)、立木頼三(広島始審裁判所検事)、菅谷正樹(広島始審裁判所判事)、菅生初雄(広島始審裁判所判事試補)、秋廣淡一郎(広島英学校教師、東京専門學校政学得業生)

3月24日

●校舎竣工(「芸日」明二十・三・二、明二十・三・二十四)

校舎の工事竣工(広島区大手町三丁目二十三番地、元三原屋酒造倉を修繕して校舎とした。)

3月25日

○開校及始業廣告(「芸日」明二十・三・二十五)

本校、今般経伺の上開校の運に至り候間三月二十七日午後二時開校式執行、四月五日より始業致候 就ては入学希望の諸彦は、至急御申込有之度候也。

明治二十年三月 広島大手町三丁目

広島法律学校

3月27日

●開校式(「芸日」明二十・三・二十四、明二十・三・二十九)

一 開校式典(午後二時執行)

開校主意書朗読 校主原田東三郎

演説 堤控訴院長

演説 千田県知事

祝文朗読 波多野裁判所長

一六九(二六九)

法律学士立木頼三

演説 校員総代高田似壘

答辞 立食饗応(午後五時散会)

一 宴席 来賓 野津陸軍中将、堤広島控訴院長、千田

広島県知事、波多野広島始審裁判所長、書記

官、評定官、判事、検事、広島区長、広島県

各課長、広島県警部、公私立学校長、病院長、

市中医師、各会社社長、その他、紳士、豪商、

芸備日報社員等百五十余名

4月1日 ●寄附金〔芸日〕明二十・四・一)

寄付金一千百余円に達したという。

○広島法律学校始業広告〔芸日〕明二十・四・一)

本校義三月二十七日開校式執行候に付 四月五日より始

業可致候就ては入学希望の諸彦は、至急御申込有之度候也。

明治二十年三月

広島大手町三丁目

広島法律学校

4月5日 ○英学科増設及英学講習会開設広告〔芸日〕明二十・

四・五)

一 本校法律学科中へ副科とし英学科を加へ、月謝従前の

通りにて兼修せしむる事に計画致し、目下準備中に有之

候故、至急其筋へ経伺の上実施可致候。

一 英学専修希望の爲め別に本校内へ英学講習会を開設

し、毎日(日曜日・水曜日を除く)午後七時半より九時

半迄、英学講授可致候故、入会希望の諸君は至急御申込

有之度候。但し、会費の義は当分の内毎月金貳拾錢宛と

相定め、別に束修金を要せず候。

一 本会仮事務所是迄大手町三丁目及大手町八丁目に設置

有之候処、今般本校内へ引取り申候に付ては規則の変更

等も有之候間、本会加入希望の諸君は更に本会英学講習

会幹事へ御申込有之度候也。

広島区大手町三丁目

広島法律学校

明治二十年四月三日

同上広島法律学校内

英学講習会

●授業開始〔芸日〕明二十・四・七)

授業を開始した。始業時には、通学生四十五名、

客員三十三名、英学講習会入会者十三名。

○生徒募集広告〔芸日〕明二十・四・六)

当校義四月五日より始業致候に付入学希望の諸彦は何

時にて御申込有之度候也。

広島大手町三丁目

明治二十年四月 広島法律学校

4月18日

● 代言人組合会長選挙（芸日）明二十・四・十九）  
春季代言議会において、会長に渡邊又三郎、副会  
長に松山廣居および長屋謙二を選定した。

5月5日

● 英学講習会（芸日）明二十・五・十）  
英学講習会は、昼間を以て女子の講習をも許すこと  
に決定。

5月14日

● 第一回討論会（芸日）明二十・五・一、明二十・五・  
十八）  
今月から、校員・客員・生徒等による民刑討論会  
を毎月第二土曜日に開会することに決定した。第一  
回は、「二時は、議論余程喧しかりしも、到底三名に  
対する七十余名の多数にて終にて、論者の勝を占め  
たりといふ」。

民事の発題者 長屋謙一・安倍萬太郎  
主論者 (甲) 田村彌太郎、(補助) 高田  
似隴  
主論者 (乙) 堀江源次郎、(補助) 菅谷  
正樹・安倍・菅生初雄

会長

菅谷正樹

7月16日

● 暑中休暇（芸日）明二十・七・十七）  
午後四時、暑中休暇に入る休業式執行。

7月19日

● 会議開催（芸日）明二十・七・二十）

広島法律学校沿革誌

8月14日

午後三時から設立委員による、教師への謝礼に関  
し会議開催。  
● 校員総会（芸日）明二十・八・十六）  
総校員の順番で幹事を勤めていたのを改め、六名  
の常議員を置き、この内から順番で幹事を勤めるこ  
とに定めた。常議員は、安倍萬太郎・松山廣居・高  
田似隴・岡崎仁三郎・長屋謙二・白根淳六の六名を  
撰任した。

● 英学科廃止（芸日）明二十・八・十九）  
英学科を廃止した。英学講習会も廃止し、原田東  
三郎・長屋謙二・岡崎仁三郎・山中正雄・岡謙藏が、  
新たに英学講習会を設置し、広島法律学校を借受け  
て授業を行うことにした。

(注) 英学講習会は、会員七十名を募り、教師は米人ブラ  
イアン、広島中学校教諭吉田彦松、広島英学校教師秋  
廣淡一郎が出席することに決した（芸日）明二十・  
八・二十八）。

9月2日

○ 法律学校始業広告（芸日）明二十・九・二）  
一 来る九月十二日より始業教授。  
一 入学志願の諸氏は成るべく始業以前に御申込ある可  
し。

二十年八月 広島法律学校

9月12日 ●始業（芸日）明二十・九・十三

暑中休暇が終わり、授業を開始した。

9月21日 ●『広島法文雑誌』発兌（芸日）明二十・九・十七、

明二十・九・二十三

九月二十一日、『広島法文雑誌』第一号（五十六

頁・代価金五銭）が、広島法文雑誌社から発兌された。

高田似壠「論説学問と実際」、「討論広島法律学校討論

会問題」、広島法律学校生徒・門生寄稿「問答民間問

題」、「雑報広島法律学校」など、広島法律学校・英

学講習会・広島英学校関係の記事・投稿から成って

いる。

（注）広島法文雑誌は、毎月十五日一回発兌、代価一冊金

五銭・十二冊前金五十五銭、法学及文学（政治・経

済・哲学・和漢文学）二科の学術に関する論説・講

義・翻訳・問答・討論・判例・詞藻・雑録・雑報等を

掲載するという。発行所は広島区下中町八十番邸広島

法文雑誌社、売捌所は広島区大手町一丁目早速社新聞

舗（芸日）明二十・九・六。高田似壠・廣瀬淡一郎

が主宰（芸日）明二十一・一・七。第八号まで発行

されたことは、確認できる（芸日）明二十一・四・二

十七）。

10月21日 ●『広島法文雑誌』第二号発兌（芸日）明二十・十・

二十八、明二十・十一・一

『広島法文雑誌』第二号には、秋廣淡一郎「論説鉄

道後の日本統」、高田似壠「犯意の定義如何」、菅谷

正樹「制裁」、明治法律学校々友田部香藏「翻訳自由の

歴史統」などが掲載されている。

10月22日 ●臨時試験成績（芸日）明二十・十・二十二

先頃執行された臨時優等試験成績点検済となり、

一等賞・芥川順太郎、二等賞・牧沼次郎、三等賞・

熊田育五郎で、各若干の書籍を授受した。

11月26日 ●討論会開催（芸日）明二十・十一・二十五

問題（民事につき二問）は、後記「討論会問題集」

参照

明治二十一（一八八八）年

1月8日 ○始業広告（芸日）明二十一・一・七

来る八日午前九時始業式執行引続従前の通授業相

始め候条、法律学校生徒各員并英学講習会員諸子、同刻限迄

に法律学校に御参集相成度此段広告候也。

広島区大手町三丁目

明治二十一年一月一日 広島法律学校

英学講習会



●特別監督学校への編入学（芸日）明二十一・一・七）  
広島法律学校は、「爾后同校も卒業したるものは、直ちに英吉利法律学校（中央大学）三年生に入学することを得るの特約取結ばんと目下計画中の由なるが、果して此約の整ひたるときは、僅々一ヶ年にして特別監督学校の卒業を得るの利益あらば、日を追ふて盛大の域に赴くなるべし」。

（注）「私立法律学校特別監督条規」と「私立法律学校特別監督委員」に関しては、『芸備日報』に報道されている（芸日）明十九・十二・十一、明十九・十二・十二）。

2月10日

●臨時試験成績（芸日）明二十一・二・十四）  
一般施行の臨時試験は、二月十日取調済となり、受験者三十三名中、優等生は、一等賞・芥川順治、二等賞・高橋榮之助、三等賞・牧活次郎。

3月3日

●彙報（芸日）明二十一・三・三）  
一 討論会は、これまで月二回あつたが、一回に改めた。

一 広島法律学校三年級を卒業した者は、帝国大学校特別監督、英吉利法律学校に試験を要せず直ちに入校することになった。

3月28日 ○一年生募集広告（芸日）明二十一・三・二十八）

広島法律学校沿革誌

来る四月四日より定期試験施行候に付いては一年生に欠員相生候条、有志の士は至急来学相成度、此段広告候也。

広島区大手町三丁目

明治二十一年三月 広島法律学校

4月18日

●代言人組合会長選挙（芸日）明二十一・四・二十）  
通常会を開き、会長に原田東三郎、副会長に高田似唄および長屋謙二を選んだ。

5月12日

●討論会開催（芸日）明二十一・五・十二）  
討論会の議長は、菅谷正樹。

7月1日

○改級証書授与式（芸日）明二十一・六・三十）  
広島法律学校は、来月（注、七月）一日愈々証書授与式を執行、名誉特別校員諸氏も臨場せらる、由。  
又同校は目下一年生八、九十名の多きに達したりと。  
又同校を認可学校になさんと、控訴院長始め主幹の人は奔走中なりと云ふ。

7月5日

○不如学会（芸日）明二十一・七・五）  
本区天神町西福院に於て開ける同会は、法律学校の生徒及び客員其他の有志者数十名が、毎土曜日の点灯頃より集合して、法律に関する討論会・学術演説並びに談話会等をなすものにて、討論会には緒方検事（注、広島始審裁判所検事緒方敏）が、談話会には

秋廣氏が出席せらる、由。同会は、昨年四月広島法  
律学校の創立と同時に設けたるものにて、爾来日に  
月に盛大に趣き続々加入者ある由にて、其会費は  
一ヶ月七銭なりと云ふ。

(注) もつとも、明治二十一年九月二十二日の「芸備日日

新聞」によると、「同会は、是迄会員甚だ寡なかりしが、  
此程より入会申込者続々ありて、目下は以前に倍する  
会員ありと。」という。

7月7日

●討論会開催 (不如学会) (芸日) 明二十一・七・八

7月18日

○特別認可学校 (芸日) 明二十一・七・十八

目下、当広島法律学校を認可学校となさんと、同  
控訴院長を初め代言人其他有志者奔走中の由なるが、  
斯は当控訴院長が曩に上京の際、司法大臣が大坂・  
広島・熊本の一府二県には一の認可学校を設けて然  
るべきと平素の意見を受けられ、帰任以来該校主及  
び其他の有志者に謀られたるものにて、今度認可学  
校となるには、在来講師の上法学士二名以上の定教  
師を雇入る、趣なり。然るときは、相当の月俸を支  
給すること、なり、又是迄の講師には皆無手当のこ  
となれば、是へも少小の手当は支給すべきこと、な

7月28日

●討論会開催 (不如学会) (芸日) 明二十一・七・十七、  
明二十一・七・十八

不如学会は、塩屋町善教寺内へ移転し、同寺で会  
を開催すること、なつた。

8月4日

●討論会開催 (不如学会) (芸日) 明二十一・八・二

8月25日

●討論会開催 (不如学会) (芸日) 明二十一・八・二十

六) 秋廣淡一郎の講演会の予定であつたが、帰省中の  
ため、臨時討論会を開催。

9月8日

●不如学会開催 (芸日) 明二十一・八・二十九、明二十

一・九・十一) 午後八時から、広島区尾道町仏教講義所において  
不如学会を開催し、此程帰県した代言人平田卓爾  
(明治十八年東京専門学校得業生。後に、森田姓に戻る) か  
ら東京法律学生の概況について談話があつた。

9月9日

○特別認可学校 (芸日) 明二十一・九・十一)  
広島法律学校 同校持主たる同校々員には、過日

来同校を特別認可学校になしたき旨、度々会議を開きしが、一昨九日午后三時より亦たも会議を開き、此事を議したり。尤も、資本の一点に当り、如何にも特別認可の資格に堪るものとなすこと難しとて、未だ奮然此種の学校になさんと云ふの熱心を顯はさざるもの、如し。○又、授業時間の件に就き、暫時申合ありたるが、矢張り是迄の通りに据置くことに決したりと云ふ。

9月15日

●討論会開催（不如学会）〔芸日〕明二十一・九・十五

9月22日

●不如学会講義開催〔芸日〕明二十一・九・二十二

秋廣淡一郎の講義がある予定。

9月24日～10月2日

●臨時試験〔芸日〕明二十一・九・二十六、明二十一・九・二十七、明二十一・十・四

一年生試験問題 △契約法 一 申込の消滅する場合、二 郵便往復にて契約を取結ぶ場合に於て申込及び承諾に関する規則、三 契約の分類 △私犯法 一 非行なき損害には訴権なしとの原則あり之を説明すべし、二 準私犯とは何ぞや、三 不法求刑犯を組成する必要な条件を掲記し之を説明すべし △刑法 一 行犯不行犯の区別を挙げて説明すべし

し、二 旧刑に依り刑の言渡を受け其裁判に服せず上告中其旧法の刑を廢したる新法の頒布ありたるときは如何に之を所断すべきか、三 国事犯とは如何なるものか △法学通論 一 法律の起原、二 万国公法は国法にあらざる理由、三 普通法と衡平法との差異 △財産法 一 不動産を動産に比し貴重なりとの思点より如何なる結果を私民法編纂者が惹起したるや、二 不動産に幾許の種類あるか及び各種不動産の略解を与ふべし、三 用法に依る不動産を設けて如何なる利益ありや △治罪法 一 公訴の自由の理如何、二 公訴自由に例別ありや若し之れありとせば其場合を挙ぐべし、三 公訴権を有するものと單に之を行ひ得るものとの間に如何なる区別あるか △論理学 一 論理学とは如何、二 純正論理学と応用論理学との区別、三 内部の直益と外部の直益との運合 △経済学 一 富とは何ぞや交易とは何ぞや、二 経済学と経済術との差異、三 労力の需用は物品の需用に異なりとは如何なる理由なるか

二年生試験問題 △売買法 一 売買の定義、二 売買契約の要件、三 未成立若くは未所有の物品中に付き売買如何なる差異なりや又其差異に依り權利

上如何なる差異ありや △親族法 一 有効なる婚姻をなすに必要なる条項を説明すべし、二「ダワー」とは如何、三 父母が其子女に対する権利義務を概説すべし △訴訟法 一 商事裁判所を設置する目的、二 有式公判とは如何、三 裁判官となるには如何なる条件を必要とするや △代理法 一 代人となるべき資格は如何なるものなるや、二 暗黙委任の生ずる種類を掲げて説明すべし、三 本人より代人に与へたる委任状の文意に二様ある場合に於て代理人は本人と異なる意味を以て取扱ひたるときは如何なる解釈を用ゆるや △刑法 一 数罪併発するときは一罪毎に其刑を科せず唯重き一刑のみを科する理由は如何、二 如何なるものを指して正犯となし如何なるものを指して従犯と為すか例を挙げて正従の別を詳述すべし、三 未遂犯と無効犯の差異 △治罪法 一 公訴独立の理由如何、二 公訴独立に例外ありや若之れありとせば其場合を挙げ説明すべし、三 被告人の死亡に依り公訴程の消滅する理由如何 △会社法 一 人形と会社を無するときは如何なる結果を生ずるや、二 民事会社員の社外人に付する義務、三 合五会社の議解を示し其説明を為すべし △経済学 一 有規国債並に無効国

債を説明すべし、二 財政の方向を募債主義に取らば細民に利ありとの説の当否を説明すべし、三 国家非常の時に当て策を徴租に取ると募債に取るの得失

10月6日 ●討論会開催(不如学会)〔芸日〕明二十一・十五、明二十一・十六

緒方検事が差支のため、山口武洪(広島始審裁判所判事試験補)が代わりに臨席。

10月28日 ●英法・仏法〔芸日〕明二十一・二十八

従来、英仏両法を折衷して、授業をしてきたが、両法のうち一方に定めようと、校員において協議中である。

10月31日 ●英法・仏法〔芸日〕明二十一・十一・十二

午後六時から、講師の集会があり、英法律か仏法律かの孰れかを教授することに決しようと評議した。先ず、生徒の希望を問うたところ、英法は四分の三、仏法は四分の一という。

11月1日 ●不如学会〔芸日〕明二十一・十一・一、明二十一・十一・二

不如学会は、これまで仏教講義所において開会していたが、広島法律学校に移転した。

本日、不如学会において、山口武洪講師が臨席して、法律討論会を開催し、民事刑事に関する二問題を討議した。

11月10日 ●討論会開催〔芸日〕明二十一・十一・七

広島法律学校において、広島控訴院木付義路評定官が議長となり、午後三時より開催する予定。

12月8日 ●討論会開催〔芸日〕明二十一・十二・八  
問題〔民刑各二問〕は、後記「討論会問題集」参照

広島法律学校において、広島控訴院長堤正己が会長となり、法律討論会を開催する予定。

明治二十二（一八八九）年

1月8日 ●始業式執行〔芸日〕明二十二・一・九、明二十二・

一・七

一 始業式には、堤正己広島控訴院長、松下直美広島始審裁判所長以下両所の官吏が臨場し、講師数名の演説があった。また、立食の饗応があり、頗る盛会であった。

一 一月より授業時間と科目を増加し、新たに広島始審裁判所判事試験補佐藤信（法科大学卒業、広島治安裁判所判事試験補原誠一（法科大学卒業）および代言人平田卓爾の三氏を講師として増聘した。

広島法律学校沿革誌

2月20日 ○特別聴講許諾広告〔芸日〕明二十二・二・二十

市町村制 毎火曜日午後七時より

講師 判事試験補山口武洪君

日本憲法 毎金曜日午後七時より

講師 法学士原誠一君

本校に於て来る二十二日金曜日より開講する、右の学科に限る何人にも特別聴講を許諾す。

但し、束修を要せず、月謝金拾銭。

明治二十二年二月 広島法律学校

4月14日 ○生徒募集広告〔芸日〕明二十二・四・十四、明二十二・五・一

本校第二回定期試験を行ひ、来る五月一日より一年級学生の授業を始む。志願の者は至急申込あるべし。

広島大手町三丁目

明治二十二年四月 広島法律学校

4月18日 ●広島始審裁判所長の義捐金〔芸日〕明二十二・四・十八

松下直美広島始審裁判所長が、名誉校員たることを承諾し、金拾円義捐金を拠出した（注、この事実を、広島法律学校の名で新聞広告した）。

4月23日 ●代言人組合会長選挙〔芸日〕明二十二・四・二十三  
春季会議において、会長に長屋謙二、副会長に松

二七七（二七七）

山廣居および白根淳六を選挙した。

4月26日 ●一年生定期試験〔芸日〕明二十・四・二十六

先頃より、一昨日(二十四日)まで九日間、一年生の定期試験を施行した。

(注) この後、五月一日に生徒募集広告〔芸日〕明二十

二・四・十四と内容が同じものがあつたが、明治二十三年二月二十二日まで、広島法律学校についての記事・広告が途絶える。

明治二十三(一九九〇)年

2月22日 ○常議員会開催〔芸日〕明二十三・二・二十二

広島法律学校にては、今二十二日常議員会を開く由なるが、議題は本年始業式の延期せるを挙行するに兼ねて、卒業証書授与式を行ふに関する件なりと云ふ。

4月11日 ●定期試験〔芸日〕明二十三・四・十五、明二十三・五・十六

四月十一日から、九日間定期試験挙行。その後休業。

4月18日 ○生徒募集広告〔芸日〕明二十三・四・十八

本校生徒募集候間、入学望みの方は来る五月一日迄に申込あるべし。

規則書入用の向は、郵券式銭を送付せらるべし。

広島県広島市大手町三丁目

広島法律学校

4月29日 ●代言人組合同会長選挙〔芸日〕明二十三・四・二十九

春期通常会において、会長に松山廣居、副会長に岡崎仁三郎および天野確郎が当選した。

5月9日 ○広島法律学校の将来を協議〔芸日〕明二十三・五・九

私立広島法律学校員、講師等諸氏には、先日来度々集会して(注、「芸日」明二十三・五・六)、同校将来の事に関し協議する所ありたりしが、一昨夜も棠陰会堂に於て集会を開き、愈々協議を決着したりと云ふ。

其次第を聞くに、同校は従来当地代言人一体より成立せしものなるが、今回之れを改めて、代言人中有志者十数名の受持となしたるにありとの事なるが、来る十五日校内に於て、生徒卒業証書授与式を挙げ、同二十日より次学期の授業を始め、今回発布せられたる新法典をも教授すると云へり。

5月10日 ○生徒募集広告〔芸日〕明二十三・五・十

本校設立以来既に三年を経過し、茲に第一回全科卒業生拾五名を出すを得たり。今や新たに帝国新法典の発布に遇ひ、

法学講究の必要益々切なり。本校此機会に乘じ大に基礎を改め、教則を改正し、従来の科目の外、尚ほ新法典の科目を設け、以て此必要に應ぜんとす。活眼の士速に來學せよ。○次学期は來る二十日に始む。○東修七十錢月謝五十錢。○郵券二錢を送らば規則を呈す。

広島市大手町三丁目

明治二十三年五月 広島法律学校

5月15日 ●卒業証書授与式〔芸日〕明二十三・五・十六

午後五時十分開場

一 報告（広島法律学校創立以来の成績）

校員天野確郎

一 卒業証書授与

校長松山廣居

一 祝辞

校長松山廣居

一 演説

控訴院長堤正己

一 答辞

控訴院検事井原師義

卒業証書授与式終了後立食饗宴

來賓 鍋島県知事、堤控訴院長、石井検事長、松下始審裁判所長、木付・津村・増田・中御門・西川等控訴院評定官、井原・立木控訴院検事、その他の裁判官、市長、中学校長、代言人等、凡そ六十余名  
卒業生 高橋嘉一郎、柳父兼吉、牧洞次郎、富

広島法律学校沿革誌

島豊太郎、中島十一、横山金太郎、岡崎繁登、佐々木百太郎、成川一郎、山田方毅、大濱音五郎、石津覺太郎、佐々木豊次郎、松村長植、門前元吉郎

●校員交替〔芸日〕明二十三・五・十七

代言人松山廣居、岡崎仁三郎、天野確郎、香川齋、岡謙藏、高野一步、河端守綱、白根淳六、藤本直治郎、山内吉郎兵衛、平田卓爾、高木尉太郎、安倍萬太郎、林十之助、渡邊又三郎ら十六名の校員が、広島法律学校を受持つことになる。

代言人山中正雄、原田東三郎、玉木市兵衛、山口武衛門、宮原毎太郎、高田似壠、奥本數奇男、石井道の八名は、五月十五日を以て広島法律学校と關係を絶つ。

5月17日

●懇親会〔芸日〕明二十三・五・十七

午後三時から、校員、生徒一同（卒業生を含む）は、明暉楼において懇親の宴を張るといふ。

5月18日

●慰勞会〔芸日〕明二十三・五・十八

午後二時から、卒業生は春和園において、広島控訴院長、および県知事、広島法律学校主、校員ならびに常議員、都合十七名を招待して、慰勞の宴会を催し、記念のために写真師片山精三郎をして、右來賓および卒業生とも都合三十二名の眞影を撮取する

二七九（二七九）

という。

6月3日 ●法律研究会設立(「芸日」明二十三・六・二三)

広島市石切町の卒業生山田方毅は、紙屋町および  
的場町へ法律研究会を開いた。

7月13日 ●校員除名(「芸日」明二十三・七・十三、明二十三・

七・十五)

校員林十之助が、規定の維持法に背き、有志校員  
たるの義務を全うしないので、同法第七条・第八条  
に基づき、有志校員除名の処分をした(注、除名の新  
聞広告も出した)。

7月15日 ●校員除名に関する会議(「芸日」明二十三・七・十五、

明二十三・七・二十)

白根淳六が、校員除名を請求したのに対して、そ  
の処置方について会議が開かれた。それは、白根に  
おいて、漫りに除名を請求すべきでない理由がある  
がためであるという。

七月二十日に、白根の校員退会請求事件に関し処  
分会議を開く予定である。

8月19日 ●送別会(「芸日」明二十三・八・十九、明二十三・八・

二十七)

校員代言人と生徒達は、広島控訴院評定官木付義  
路が宮崎始審裁判所長に、広島控訴院評定官西川鐵

9月5日 ○堤正己広島控訴院長に対する送別の辞(「芸日」明二

十三・九・五)

広島組合代言人諸氏には、前広島控訴院長堤正己  
氏が、今度大審院局長に転任せしに付、祖道の宴を  
張らんとせしかど、同氏発程の期切迫の爲め、その  
意を果たす能はず、爲めに同代言人総代松山廣居氏  
より一の送別辞を同氏に送りたりと云ふ。今ま其要  
を掲げて堤氏の功績を章表す。

(前略) 閣下の我控訴院に長たらる、や、此に殆ん  
ど五裘葛(注、五年)、勉勵拮据(注、忙しく働くこと)  
心身を挙て司法部面改良に委し、不績(注、ひせき)  
大きな手柄)大に挙り管内司法の体面漸くに革り、復  
た疇昔(注、先頃)の比に非ず(中略) 独広島法律学  
校及び中国状師会に関しては、我組合は深く閣下に  
謝意を表せざるべからず。抑も広島法律学校の起る  
や閣下の奨誘に職由(注、物事の因つて来るところ)し、  
而して其保持董督(注、とうとく。厳しく正すこと)亦



閣下を俟て之れを全ふすることを得たり。(中略)中国状師会を広島に開き、尋で三職懇親会の挙あり、当時閣下特に同会に下問せらるゝ処あり、其答申書は幸に閣下及び管内各法衙長官の電囑(注、御覽)を辱ふするの榮を得、為めに民刑訴訟法の上に一大革新の路を開き、訴訟人の其恵に浴する実に予想の外に出でたり云々(下略)

9月9日

○休校広告(「芸日」明二十三・九・九)

悪疫流行之際、特に本校近傍は猖獗を逞ふし、多人数相集り候も宜しからざるに付、追て広告候迄引続休校候事。尚ほ、此際大に生徒を募る。有志者至急申込ある可し。

明治二十三年九月

広島法律学校

9月13日

○休校理由(「芸日」明二十三・九・十三)

広島法律学校は、去月来夏季休業中なりしが、はや始業すべき時機の来りしにも拘はらず、尚ほ悪疫流行の際なればとて、無期限の休校を廣告したり。扱ては一部の人々中に、同校の運命如何を案ずるものさへ出で来りたる次第なるが、今ま吾人の聞く所に抛るに、同校が休校を廣告せしは、只だ単に悪疫流行にのみ原因せしにはあらで、実は去月以來当地両裁判所に於ける法官の転任等あり、其の中には最も法律学校に關係深き堤氏の如き、西川氏の如きあ

11月11日

り。尚ほ石井、木付両氏の如きも直接或は間接に同学校に対して尽す所ありし人々なれば、今ま此等の諸氏が突然他方に転任せられたるは、法律学校に取つて実に一大事と云ふべく、正に之れ蝦魚の水母を離るゝが如き在体なれば、兎に角今姑くの間休校して大に他日の計画をなすべしとの議起り、終に斯くは無期限の休業を廣告せし次第なりとは云へり。左れば同校にては、其実這回来任あるべき牟田口控訴院長、春木検事長、其他新任裁判官の方々に就て前任諸官同様の庇護を求め、幸ひにして其の意を得ば、運命の上に却て嘉みすべき結果を見るを得べきも、若し之れに反するときは其運命甚だ危きものあるに至るべしとの事にて、扱てこそ同校の廃止を説くものあるに至りたるなれ。之れ必らずしも虚構の言にはあらじ、只だ夫れ之を今日に確言する能はざるのみ、吾人は同校の關係者が甚だしく頭腦を病み居るの事実を知れり、敢て望む屈撓せずして事に励めよ。

○開校広告(「芸日」明二十三・十一・十一)

本月十七日より本校の授業を始め、専ら新法典を講義す。

●従来在学の生徒は、同日午後三時迄参集すべし。

●新たに入学せんとするものは、本校へ出頭して其手続を為

〔資料紹介〕

修道法学 二八卷 一号

二八二(二八二)

す可し(毎日午後)。

広島法律学校

●受持講師(「芸日」明二十三・十一・十二)

広島控訴院検事立木頼三(民法人事編、財産取得編第十三章以下)、広島控訴院判事鶴丈二郎(財産取得編第十二章まで、裁判所構成法、民事訴訟法)、広島控訴院判事清水一郎(証拠編、債権担保編、行政法)、広島地方裁判所判事谷速水(刑法)、広島地方裁判所検事松田協輔(財産編第一部)、広島地方裁判所判事百瀬武策(財産編第二部、憲法)、広島地方裁判所判事佐藤信(商法)、広島区裁判所検事久野耕次郎(刑事訴訟法)、代言人藤本直治郎(法学通論、法例、理財学)

11月17日

●開業式(「芸日」明二十三・十一・十八)

午後五時四十分一同着席

- 一 演説 校員天野確郎
- 一 演説 立木頼三広島控訴院検事
- 一 演説 古荘一雄広島地方裁判所長
- 一 立食の宴

12月4日

○代言人試験及第者広告(「芸日」明二十三・十二・四)

本校生徒にして本年代言試験を受けたるもの五名の内、左の三名及第して代言の免許を得たり。

來賓 両裁判所判事検事代言人等二十余名

卒業生 高橋嘉一郎君 同 富島豊太郎君  
三年生 神田初二君  
広島法律学校

明治二十四(一八九一)年

1月8日

○始業広告(「芸日」明二十四・一・八)

例年の通り、今一月八日より始業す。新たに入学せんとするものは至急申込あるべし。

二十四年一月 広島法律学校

4月26日

●代言人組合役員改選(「芸日」明治二十四・四・二十八)

本年第一期通常会において、会長に松山廣居、副会長に岡崎仁三郎および天野確郎を再選した。

7月2日

○学年試験・暑中休暇(「芸日」明二十四・六・七)

広島法律学校にては、七月十一日より八月三十一日まで暑中休暇をなすに付、来月(注、七月)二日より学年試験を挙行する由。

8月30日

○生徒募集広告(「芸日」明二十四・八・三十)

本校は専ら邦語を以て法律学を教授し新法典を基礎と爲し外国法律を参照して法理を究め、実地運用の便を希図す。而して傍ら論理、経済及び行政の学理を教授す。来る九月十五日より授業を始め、各級の生徒を募集す。規則書は

郵券二銭送附あれば直ちに郵送すべし。

広島県広島市大手町三丁目

広島法律学校

10月24日

●第二回卒業証書授与式〔芸日〕明二十四・二十

五

午後三時二十分から卒業生徒卒業証書授与式举行、

午後四時三十分終了。

一 勅語奉読 講師鶴丈一郎

一 卒業証書授与 校主松山廣居

一 演説 講師佐藤信

一 答辞 卒業生総代山科慎次郎

一 演説 代言人天野確郎

立食饗応(午後四時三十分から)

来賓 牟田口広島控訴院長、春木広島控訴院検事

長、奥宮検事正、古莊広島地方裁判所長、坂口第五

師団法管部理事、広島組合代言人等

卒業生は八名、進級生徒は二十六名、卒業生で一

等賞を受けた者は林榮三。

11月3日

●親睦会〔芸日〕明二十四・十一・五  
午後二時三十分から、卒業生、生徒らが、細工町

五階楼(魚松)において、親睦会を催す。

明治二十五(一八九二)年

1月7日

○広島法律学校広告〔芸日〕明二十五・一・七  
本校は一月九日より始業す。法律学志願の士は至急申込

あるべし。

本校卒業生又は生徒たりし者にして、客年中高等官及代言試

験に及第せる人名は左の如し。

高等官試験及第者 芥川順治

代言試験及第者 伊藤政治郎 原謙藏(注、謙造) 押

田謙亮 横山金太郎 芥川順治

右及広告候也

広島市大手町三丁目 広島法律学校

3月11日

●臨時試験〔芸日〕明二十五・三・一、明二十五・三・  
十一

三月七日から十一日まで、臨時試験執行。今回の

受験者は、僅か二十名であった。

4月9日

●移転準備〔芸日〕明二十五・四・八、明二十五・四・  
九

大手町三丁目の広島法律学校敷地に、広島倉庫会

社が移転して来ることになったので、法律学校は、

仮に大手町六丁目の棠陰會堂へ引移ることに決定し

たという。新築の計画もあり、その場所を選定中で

ある。

(注) 業陰会堂は、広島控訴院および広島地方裁判所の法官が共同設置したもので、大手町六丁目船越氏の邸を借受け会場としていたが、今度、業陰会堂は、小町神応院を借受けることになったという(芸日)明二十五年・六・十六。

4月14日

○移転広告(芸日)明二十五・四・十四

本校都合有之這般左の場所に移転す。

広島大手町七丁目百六十番屋敷

明治二十五年四月十一日 広島法律学校

(注) 明治二十五年四月十三日の広告では、「大手町六丁目百六十番屋敷」となっている。しかし、その後の広告は、総て「大手町七丁目百六十番屋敷」である。

4月19日

●代言人組合会長選挙(芸日)明二十五・四・十九、明二十五・四・二十

春期通常会において、会長に松山廣居、副会長に岡崎仁三郎および天野確郎を再選した。

4月24日

●運動会(芸日)明二十五・四・二十

四月二十四日、講師・生徒らは、佐伯郡己斐村百花園において、運動会を開催する予定である。

5月28日

●討論会(芸日)明二十五・五・二十九

生徒は、午後三時から討論会を開き、民刑上の擬

律問題を研究した。

7月4日

●学期試験(芸日)明二十五・七・五、明二十五・七・六、明二十五・七・八

七月四日から六日間、一年生二十四名、二年生八名の進級試験、および三年級の定期試験を施行した。試験終了次第、夏期休業に入る予定。

7月6日

●土地・家屋買入(芸日)明二十五・七・六、明二十五・七・八

大手町七丁目育英義塾の校舎がある場所を、買入れることになった。買入代金は八百五十円で、校舎の増築費金百五十円、合計金千円を要するので、寄付金を募集する予定である。

7月9日

●土地・建物買入(芸日)明二十五・七・十

小町の天野確郎宅に集會して、広島法律学校の土地、建物買入に関する協議をした。買入は已に決定しているので、寄付金募集についての件であろう。

7月29日

●寄付金募集(芸日)明二十五・七・二十九

募集金は、代言人及有志者で三百余円、両裁判所・県庁で三百余円、その他師団等にも多少の拠金を求めることにした。

8月25日

●土地・家屋の所有名義(芸日)明二十五・七・十七、明二十五・八・二十五

買入れた宅地・建物の所有名義については、協議の末、広島法律学校々友十数名の所有とすることに決定した。

9月4日 ○始業広告〔芸日〕明二十五・九・四

本校暑中休暇中休業致居候処、本月十六日より、従前之通り授業致候。

広島市大手町七丁目堀川筋

明治二十五年九月 広島法律学校

11月3日 ●懇親会〔芸日〕明二十五・十一・三、明二十五・十一・五

生徒五十余名が、講師、校員を始め広島法律学校に關係ある人々を、真孤春和園に招待して、午後二時から懇親会を開いた。来会者は六十余名であった。幹事香川齋、同横路次兵衛および天野確郎、森田卓爾その他校員生徒等の演説があり、盛会であった。

散会の際、岡崎仁三郎が教育勅語を奏読し、一同、天皇陛下万歳、皇后陛下万歳を唱えた。

12月25日 ●冬季休業〔芸日〕明二十五・十二・二十四

十二月二十五日から、例年の通り休業に入る。

12月31日 ●講師・生徒数〔芸日〕明二十六・一・二十五

明治二十五年十二月末調査によると、広島法律学校は、講師十名、生徒五十四名、日々出席生徒二十

広島法律学校沿革誌

三名である。

明治二十六（一八九三）年

1月9日 ●移転・始業式・前期修業証書授与式〔芸日〕明二十

六・一・八、明二十六・一・十

一月九日に予定していた、移転・開校式および前期修業証書の授与式は、都合により、十六日に延期した。

1月15日 ○広島法律学校広告〔芸日〕明二十六・一・十五

本校従来の教場狹隘を告げ候間、予て講堂増築中之処客年末落成致候に付ては、更に本校の規模を拡張し大に生徒を募集す。処世必須の学科たる法律に志の士は速に來学あれ。

●本校現在の講師は左如（但姓名いろは順）

判事正七位岩本寅治君、理事・法学士石川啓君、判事正七位・法学士鶴丈一郎君、司法官試補・法学士梅村貞明君、判事正七位中谷速水君、判事從七位潮恒太郎君、判事正七位山口武洪君、判事正七位松田協輔君、判事從七位・法学士佐藤信君、判事正七位・法学士清水一郎君、判事從七位百瀬武策君

広島市大手町七丁目 広島法律学校

1月17日 ○始業広告〔芸日〕明二十六・一・十五

二八五（二八五）

冬季休業中の処今十七日より始業候。

明治二十六年一月 広島法律学校

1月28日

●法律討論会〔芸日〕明二十六・一・二十二

午後二時から、法律討論会を開く予定である。当日の議長は、法学士清水一郎(広島控訴院判事)で、広島法律学校の生徒でない、法律に志ある者にも参会を許すという。

2月18日

●法律討論会〔芸日〕明二十六・二・十五

午前八時から、法律討論会を開く予定である。

3月16日

○生意氣書生〔芸日〕明二十六・二・十八

豊田郡大長村八十八番邸進藤唯男(二十三年)は、広島に來りて法律学校に通ひ、法律のホの字位を心得たるより、滅法生意氣となり、扱書生としては、月落ち鳥鳴いてを高声に吟じて歩かねば何だかゝらさうに見えぬ処から、一昨十六日の夜十時頃一杯機嫌か何かで、高樓今夜三杯酒、天下英雄在眼中とか何とか大きな事を吟じつ、歩きあたるに、巡査が之を制止したるを、己の方が巡査よりも余程多らうと云ふ風にて、ナカ／＼肯んぜず種々暴言を吐きたる為め、チヨット來いを極められたる上、説諭を加へられたり。思ひ看よ平生学ぶところ何事ぞ、汝の愚為に對す可き事を求めんか、お医者の不養生にあら

ずして何……

4月11日

●刑法講義開始〔芸日〕明二十六・四・十五

この程來任した広島区裁判所検事代理芥川順治は、四月十一日から、広島法律学校において、刑法の講義を開始した。

4月14日

○広島法の法学生徒〔芸日〕明二十六・四・十四

權利義務を口にし乍ら自己の義務を忘れ、他人の權利を侵す底の人物多き今の世の中、豈に独り広島法の法学生徒のみ咎めんや。然れども、彼等は学生として今少しく実着に、今少しく端正ならざる可からず。彼等の内の或者は嘗て書を寄せて、近來法学生徒と稱し、諸処に於て喧嘩、無錢遊興其他の不行跡を働く者あり、記者法学生徒の為に冤を雪げと言ひ越したるものありき。然れども、形なふして未だ影あらず、法学生徒たるもの自ら反省する処なくして可ならんや。

5月1日

●弁護士会組織決定〔芸日〕明二十六・五・二

役員選挙において、会長に松山廣居、副会長に岡崎仁三郎、安倍萬太郎および阿部改造を選んだ。弁護士会規則の検討を、右役員に委ねた。

(注) ○広島組合弁護士規約は、予て司法大臣へ認可出願

中なりし処、昨日(注、六月十日)認可の上、司法省より広島地方裁判所へ下附せられたる由なり(芸日) 明二十三・六・十一。

6月10日 ○法律討論会(芸日) 明二十六・六・十

広島法律学校にては、本月より毎月第一、第二の水曜日を以て、法律討論会を開く由なるが、当地の弁護士土屋法学士(注、山口県、明治二十四年帝国大学、土屋達太郎)其他の人々も同会に臨む趣きなり。

7月5日 ●学期・卒業試験(芸日) 明二十六・七・一、明二十六・七・五、明二十六・七・六

本日より五日間、学期試験、卒業試験を行う(注、五日目の報道が欠けている)。

学期試験 一年生、刑法 二年生、民法財産取得編

試験委員 弁護士松山廣居、同天野確郎

7月6日 ●学期試験(芸日) 明二十六・七・七

学期試験 二年生、証拠法 一年生、法学通論

試験監督 弁護士高野一歩、同河端守綱

7月7日 ●学期・卒業試験(芸日) 明二十六・七・八

一年生、財産法 二年生、商法 三年生、商法  
試験監督 弁護士森田卓爾、同香川齋、同平本希一郎

7月8日 ●学期・卒業試験(芸日) 明二十六・七・九

二年生、財産編第二部 三年生、担保編  
監督委員 弁護士安倍萬太郎、同岡崎仁三郎

9月14日 ●来学期の講師(芸日) 明二十六・九・十四

法学士・師団理事石川啓、法学士・弁護士土屋達太郎、判事鶴丈一郎、法学士・判事清水一郎、判事山口武洪、判事中西谷速水、法学士・判事佐藤信、法学士・判事福田謹一、検事松田協輔、司法官試補芥川順治、その他は未定。

9月19日 ●教頭(芸日) 明二十六・九・十九

規模を拡張するため、広島地方裁判所長三阪繁人を教頭に仰ぐという。

9月21日 ●試験成績発表(芸日) 明二十六・九・十七、明二十六・九・二十二

全科卒業生四人、二年級修業生九人、一年級修業生十七人

優等生は、全科卒業生、石橋長助・高田小太郎、二年級修業生、田中自治雄・柳生幸太郎、一年級修業生、進藤忠雄・望月義仁の六名である。

9月22日 ○校則改正(芸日) 明二十六・九・二十二

広島法律学校に於ては、今度其規則を改正し大に学科を補修し、愈々二十四日を以て、証書授与式并

に始業式を行ひ、翌二十五日午前第八時より始業をなすよし。其出席講師は、三阪地方裁判所長を始め判事・検事を合せて十二名、尚ほ此外判事・弁護士等を近日の中に増聘するの見込にて、其受持科目の如きも既に一昨日決定公示したり。又本月中に入校する者は、本月分の月謝を免除すると。

9月23日

○始業広告(「芸日」明二十六・九・二十三)

夏期休業の処更に講師を増聘し本月二十五日より始業。当日証書授与式執行候条、卒業生并に進級生諸氏は礼服用、午后第四時無遅々登校あるべし。当日より毎学年の授業開始候条入校希望の諸氏は、此際速に申込あるべし。

広島市大手町七丁目 広島法律学校

10月24日

●司法次官参観(「芸日」明二十六・十・七、明二十六・十・二十四、二十六、明二十六・十・二十九)

司法次官清浦奎吾が、広島・鳥取・松江・徳島の各裁判所を視察するために来広した。その際、清浦は、広島法律学校を参観し、渡邊又三郎、松山廣居、安倍萬太郎、天野確郎、岡崎仁三郎、岩本寅治と会談した。清浦は、右六名の弁護士から、民事訴訟法の実施状況、監獄改良に関する意見を聴取し、広島法律学校については、「認可学校の如きものとなして

10月31日

●秋季運動会(「芸日」明二十六・十・三十一)

職員生徒一同は、来月五日を以て秋季運動会を、佐伯郡已斐村百花園で行う予定である。

(注) 秋季運動会は、十月七日二葉山において開催する予定であったのを、同月八日に延期したと報道されていた(「芸日」明二十六・十・四)。

11月9日

○法学生と破落戸ごろつきの喧嘩(「芸日」明二十六・十一・九)

一昨日午後六時頃のことなりき、広島法律学校の生徒十名計りは一杯機嫌の千鳥足にて、月落烏啼霜滿天を吟じつ、本市大手町六丁目に差し掛る折柄、同町の倉本政吉(二十八)、伊藤常吉(三十四)とて辺りに名だゝる破落戸がハタと衝き当りけるゆゑ、左なだきに氣早き青年、失敬な奴だと突き退くれば、政吉はたじろく足を踏みしめ、己れ等生意氣書生目にも見せて呉れんと、常吉と共に直ちに取て掛かれば、茲に双方の大立廻りを演じ始めぬ。此事聞いたる新川場町及大手町六七丁目の若者等百有余名は集り来り、容子も聞かず無二無三に法律生に取つて掛り擲ぐる蹴る打つ嘯む、一時は中々の騒動なりしが、多勢に無勢敵すべくもあらざるより、法律生等



は一先ず引取りしが、如何にしても破落戸等の処為が癪に触れり、又々五十人計り隊を組み元の場所へ押し寄せ来りし頃は、早や人影だにあらざれば、法律生等は遺憾やるかたなく、直様、伊藤常吉方へ詰め掛けたれば、常吉は大に懼れ前非を謝し、他の乱暴者等も必ず取り調べて謝びをするゆゑに、何卒今晚のことはこれだけにて偏に御用捨ありたしと、平身叩頭して泣かんばかりに頼みけるゆゑ、法律生等もこれにて少し癪が下つたとて、其儘其場を引き退きて先づ／＼無事に治まつたとのこと。

12月2日 ●法律討論会（芸日）明二十六・十一・三十、明二十六・十一・三

午後一時から、法律討論会開催。会長は、奥野毅  
広島地方裁判所検事。

12月13日 ●嘱託講師（芸日）明二十六・十二・十三、明二十六・十二・十六

法学士奥平昌洪（広島区裁判所検事代理司法官試補）  
に民法原理の講義を嘱託し、十二月十三日から開講した。

12月26日 ●授業納め（芸日）明二十六・十二・二十七）  
授業納め、閉校式挙行。

明治二十七年（一八九四年）

1月12日 ○始業広告（芸日）明二十七・一・十二

冬期休業中の処本月十六日より始業す。

追て本校は、大に規模を拡張し司法省指定学校たるべき準備中に付、法律志願の士は速に入学申込あるべし。

広島市大手町七丁目 広島法律学校

1月16日 ●授業開始（芸日）明二十七・一・十八

午後四時、講堂において授業始の式を挙行した。  
控訴院及地方・区裁判所の判事・検事数名が臨場した。

校主、講師らが数番の演説をした。

午後六時、樓上において宴会を開く。

2月14日 ●検事長寄附（芸日）明二十七・二・十四

新任の野崎啓造広島控訴院検事長は、広島法律学校へ金五十円を寄附した。

3月4日 ○学生の墮落（芸日）明二十七・三・四

広島法律学校生徒酒井博夫と云へるは、目下弁護士土屋達太郎氏方の食客となり居るものにて、最初は随分課業に熱心して余り欠席などはなさざりしに、近頃追々身を持ち崩し、主人土屋氏の目を掠めて遊郭遊びなどなしたること度々なりしより、朋友仲間への負債も嵩み、首も廻らぬほどになりたるを以

て、親許へは下宿をすると偽り相当の学費を送らしめ、朋友等へはホンの義理ばかりに返済をなし、多分は盡く遊郭地へ持ち運びよからぬことに費ひ果したるものから、月謝の如きも早や三四月間未納となりしを以て、本月より聴講禁止の旨、学校より揭示せられたるも、博夫は不面目のこと、も思はず、却つて気楽なりと云ひ居るよし、困つた学生にこそ。

(注) 酒井「博夫」は、明治二十八年東京法学院(中央大学)、明治三十年日本法律学校(日本大学)を卒業している、広島県人・酒井「博雄」であろう。博雄は、明治三十年海軍少主計候補生採用試験に及第している(三島駒治編『九大法律学校大勢一覽 附現行試験規則 及問題集』、東京法友会・一八九八年)。

3月9日 ● 拝賀式(芸日)明二十七・三・九

大婚二十五年祝典につき、午後三時から、講師、事務員、生徒等一同、学校に参集して、拝賀式を行う予定である。

3月10日 ● 法律討論会(芸日)明二十七・三・十二

午後一時から、法律討論会を開催。  
● 臨時試験(芸日)明二十七・三・十四

三月十七日から、臨時試験施行の予定。

3月27日 ○ 法律書生の乱暴(芸日)明二十七・三・二十七

高宮郡三入村平民当時本市天神町天城トク方止宿法律修業生井上政平(十九年)、品治郡中嶋村平民前同止宿普通学修業生平川太郎(二十三年)、惠蘇郡山野内東村字三日市平民大手町五丁目福田ツ子方止宿法律学生田邊順三郎(二十三年)、島根県邑智郡高原村平民小町西村金市郎方止宿同上金崎文士(十九年)の四名は、去る二十三日午后八時より、二十四日午前二時頃迄西地方町料理商川市方に於て芸妓三名を相手に散々飲み食ひした揚句に、そろ／＼持ち前の生力ザリなる権利義務を饒舌り出し、追々増長し来つて、果ては徳利の四五本も打毀ち、互ひにナイフを取り出して暴行をなしたるより、居合はせたる芸妓仲居杯は皆驚きて、其場を立ち退きたるより、件の書生等は誰憚らず、又々強飲放歌したる後、頓がて金一円三十六銭の勘定を請求せられしも、誰一人として金員を携帯せしものなきゆゑ、二十四日の夕刻まで猶予してくれよと云ふも、川市方に於てもなか／＼承知せざるより、彼是談判の末羽織一枚、縮緬シゴキ并に小倉帯一筋を抵当とし、借用証書を認め置き、初めの乱暴に引かへて狐鼠々々として同家を立出たり後にて、川市の主人は、右の書生等の飲

酒せし裏座敷を見れば、八畳二間四畳半二間なる畳を寸断々に切り、且つ其他の建具等を破毀しありしを以て、同主人は直様其筋へ告訴しければ、検証の上、右四名の書生は同二十四日午后十一時迄に夫れ〴〵止宿所に於て取押へられたるよし。

4月14日

●法律討論会〔芸日〕明二十七・四・十四

午後一時から、広島法律学校教場において、討論会を開催する予定。

5月27日

●弁護士会役員改選〔芸日〕明二十七・五・二十九

役員選挙において、会長に天野確郎、副会長に藤井公道および安倍萬太郎が当選した。

6月16日

●法律討論会〔芸日〕明二十七・六・十五

午後一時から、法律討論会を開催する予定。  
問題（刑事一問）は、後記「討論会問題集」参照

7月6日

●定期試験〔芸日〕明二十七・六・十、明二十七・六・十九、明二十七・七・五

七月六日から十二日まで、定期試験（学年試験、卒業試験）を行う予定。

7月15日

●天野確郎上京〔芸日〕明二十七・五・二十九、明二十七・七・十七

弁護士会長天野確郎は、広島法律学校に関して上京した。

9月19日 ○始業広告〔芸日〕明二十七・九・十七、「中国」明二十七・九・十八

暑中休暇満期に付九月二十日より始業

広島市大手町七丁目

広島法律学校

9月24日

●卒業証書授与式〔芸日〕明二十七・九・二十、明二十七・九・二十五

午後五時、大講堂において卒業証書授与式を挙行了。卒業証書を受けた者は、田中自治雄、田中清一郎、藤嶋龜次、松植林之助、藤嶋壽一、武川織之進、酒井憐（注、博か）雄、堂原徳太郎、重富梅松の九名である。進級証書を得た生徒は、三十有余名である。

11月17日

●法律討論会〔芸日〕明二十七・十一・十四

午後二時から、広島法律学校において、法律討論会を開催する予定。広島控訴院・同地方裁判所判事・検事および弁護士らが参加の予定である。  
問題（民刑各一問）は、後記「討論会問題集」参照

12月22日

●法律討論会〔芸日〕明二十七・十二・二十二

午後一時から、法律討論会を開催することになった。

(注) この日の法律討論会は、十二月十五日の予定であったが、延期された〔芸日〕明二十七・十二・十二。

明治二十八(一九一五)年

1月19日 ●始業式〔中国〕明二十八・一・十三

始業式執行。

2月9日 ●法律討論会〔芸日〕明二十八・二・二十八

午後二時から、広島法律学校において、法律討論会を開催する予定である。会頭は、清水一郎。

2月27日 ○法字学生徒嫩山に遊ぶ〔中国〕明二十八・二・二十九

九

広島法律学校の生徒六十名は、一昨日(注、二月二十七日)午後、二葉山公園向陽山に於て、海軍戦勝(注、日清戦争の威海衛海戦)祝宴会を張る。

3月19日 ●法律討論会〔中国〕明二十八・三・十九

法律討論会開催。

4月21日 ●弁護士会役員改選〔芸日〕明二十八・四・二十四

役員選挙において、会長に安倍萬太郎、副会長に森田卓爾および藤井公道が当選した。

7月2日 ●定期試験〔芸日〕明二十八・七・三、明二十八・七・

六

七月二日から五日の間、定期試験を施行した。

本年の受験者は、至って少なく、三学級相合して、三十名である。試験委員は、三年級は清水一郎(広島控訴院部長判事)、高橋敏之(弁護士、佐藤信(広島地方裁判所判事)の三氏、二年級は浅井善次郎(広島区裁判所司法官試補検事代理)、三阪繁人(福岡県、元広島地方裁判所長。明治二十七年九月二十四日広島弁護士会・「官報」明二十七・九・二十九)の二氏、一年級は兼重次郎(広島地方裁判所検事、岩本寅治(高知県、元広島地方裁判所判事。明治二十六年五月二十七日広島弁護士会・「官報」明二十六・七・八)、鎮目某(第五師団法官部付・理事試補鎮目眞一郎)の三氏である。

9月12日

○学生募集広告〔芸日〕明二十八・九・十二

●本校は、法律行政及経済に関する学術を教授する。

●本校講師は、広島控訴院・同地方裁判所・同区裁判所・第五師団法官部在勤の学士及弁護士等

法学に該博なる名士十有五氏なり。卒業者にして判検事弁護士執達吏其他名譽職に在るもの尠ならず。今又更に校規を齊整し学科を改正し、大に本校の拡張を図り、以て益創立の趣旨を貫かんとす。

●十月一日より授業を始め大に学生を募集す入学志願者は九月三十日迄に本校事務掛りに申込あるべし。

●改正規則書は、二銭郵券を添へて求めらるべし。

広島市大手町七丁目 広島法律学校

9月28日 ●卒業証書授与式〔芸日〕明二十八・九・二十四

午後三時から、卒業証書授与式を執行する予定である。

●本年の卒業生は、次の九名である。西田農（山口県）、賀谷辰之介（山口県）、宮内遼、上田小次郎（山口県）、大賀義昂（島根県）、橘績、伊達潔、瀧田敬一、山根京三郎。

●一年生修業生は十一名、二年生修業生は四名である。

10月1日 ●始業〔芸日〕明二十八・九・二十四

●十月一日から始業の予定である。また、本年は行政、経済および倫理の三科を加えるという。

明治二十九（一八九六）年

1月10日 ○始業広告〔芸日〕明二十・一・十

●本校来る十一日より始業す。入学志願の士は何時に拘らず事務係に申込あるべし。

広島市大手町七丁目 広島法律学校

1月18日 ○在京広島法律学校々友懇親会〔中国〕明二十九・

一・二十三

在京広島法律学校々友酒井博雄、柳生幸太郎、藤

谷龜次、林榮三外三十余名は、去る十八日午後より、

牛込区万金楼に於て懇親会を開き、古莊東京地方裁

判所長、潮同裁判所判事、西川大審院判事、目下上

京中なる岡崎・天野同校幹事も出席し、余程盛会なりし由。

3月17日 ●法律討論会〔芸日〕明二十九・三・十二

●午後六時から、講師・生徒等は、上流川町葉陰會堂において、法律討論会を開催する予定である。

4月26日 ●弁護士会役員改選〔芸日〕明二十九・四・二十八

●役員改選において、会長に高田似壠、副会長に森田卓爾が当選した。

6月22日 ●臨時休業〔芸日〕明二十九・六・十九

●七月六日から、学年試験を挙行するので、その準備として、六月二十二日から臨時休業の予定である。

7月23日 ○規則勵行〔芸日〕明二十九・七・二十三

●広島法律学校にては、従来三個月以上欠席する者は、退学者と見做し、又三回以上臨時試験を受けざる者は、卒業試験に應ずることを得ずとの規定を設け居ることなれども、監督者は之を勵行することをなさず、放任主義を執り居りし為、規則は有名無実

の姿なりしが、斯ては取締上不都合少からざるを思ひ、今回断然之を励行すること、なしたるより、生徒の中には不平を鳴せるもの多しとかや。聞く処に依れば、弁護士の本生にして同校に通学するもの、中には、弁護士より授業料等を受取り乍ら、之を遊蕩費に使用する者さへありと云へば、此規則を励行するに至りしは、蓋し偶然の事にあらざるなり。

8月4日

○廃校の議〔芸日〕明二十九・八・四

広島法律学校は、今を距る十余年前に創立せられたるものにして、其敷地建物等は、安倍萬太郎、岡崎仁三郎、松山廣居、天野確郎氏等の所有なるが、目下生徒は三十名にて、月々の収支相償はざれば到底今後之を維持すること困難なるより、同校を廃せんとの議あり。然るに当地弁護士の本生は、概ね同校に入学し居るより、若し同校を全廃するが如きあらば、差当り是等薄資の本生等は其依るところを失ふならんとのことより、弁護士中には同校持統説を主張するものある由なれども、未だ確たる維持の方案も定まらざれば、或は廃校に決するならんといふものなり。

8月6日

○廃校決定〔芸日〕明二十九・八・六

広島法律学校を廃止せんとする由は、過日の紙上

8月7日

○廃校せず〔中国〕明二十九・八・七

本市大手町七丁目に設立しある、広島法律学校は

に記し、が、彌よ之を廃止することに決したり。抑も同校は明治二十年四月を以て、大手町三丁目字三原屋小路なる元三原屋の倉庫内に創設し後、移して之を大手町七丁目棠陰會堂に置けり、而して又二十六年八月に至り今の大手町七丁目第三十二番次二番邸に移れり。此間生徒増減常なく、而して校主安倍萬太郎、松山廣居、岡崎仁三郎、天野確郎の四氏の如きは、毎に其費額の幾分を補助し來れりと雖も、尚ほ維持し難きより、之を特別認可学校になさん計畫をなしたるが、夫さへ行はれずなりぬ、実情此の如し。顧みて今日の大勢を達観すれば、上は法科大学を初めとし、幾多専門学校より法律専攻の士、彬々(注、ひんびん。外形と実質とが兼ね備わること)輩出し、又当地に於て法律学生を養成するの必要なし、廃校の理由は蓋し此に在つて存するなり。同校は曾て這般の危機に会せしこと既に三回ありしが、此に至りて竟に廃校の止む可からざるに至れり。尤も過日卒業したる生徒へ授与すべき証書は目下調製中なれば、其調整を了り之を授与したる上にて、閉校し建物敷地等は、之を売却する趣きなり。

維持方法立たざる為、既に廃校することに決したものの、如く伝ふるものあれども、今回校維持者に就て聞くに、未だ全く廃校することに決したるにあらず。只だ維持者中一二の人々が廃校しては如何とのことを話したることあるのみなりと。最初、同校を現在の処に移転したる際は、大に規模を拡張して指定校となさんものと、校主を始め他の人々も大に運動する所ありしかど、遂に荏苒今日に至り、未だ其の運びに至らざるより、自然に生徒の数を減じ、従て各講師らも張合抜けて、兎角欠席勝となり、会々出席したる生徒も一科の講話だも聞くに及ばずして、空しく退席することあるに、さなきだに少数なる生徒は日増に其の数を減ずることとなり、終に維持の困難を来して、廃校説起るに至りし次第なりと云ふ。

8月12日 ○卒業式〔芸日〕明二九・八・十二

広島法律学校は、予て記載せし如く愈々廃校に決定したるに付、来る二十五日生徒卒業式を挙行し、本月三十一日まで残務を取扱ひ、翌一日同校を引払ふ筈なりといふ。

8月29日 ○廃止準備〔芸日〕明二九・八・二十九

本市大手町七丁目広島法律学校は、彌よ明日の

中に廃校届を其筋へ差出す筈にて、其家屋及び地所は買入あり次第完済す都合なり。然るに従来弁護士は同校を以て会合の場所に充て居り、且備付けの器具もあるゆゑ、他の適當なる会合の場所を求め、其処に器具を移送せざるべからず。就ては先般来その家屋借入に奔走せる人もあれど、適當の家屋なき為困却せる由なり。

●開申書提出〔中国〕明二九・八・三十、明二九・九・二

八月二十九日、校長松山廣居の名を以て、広島県知事に廃校についての開申書〔注、上申書〕を提出した。

9月1日 ○広島法律学校廃校之理由書〔中国〕明二九・九・

一、〔芸日〕明二九・九・二

昨〔注、八月三十一日〕者、その廃校の理由書なる者を頒つ。云く、

広島法律学校は、明治二十年を以て創立し、爾來年を閲すること茲に十年、其間養成したる生徒の數実に五百有余、而して其卒業生の過半は、或は判檢事と為り、或は弁護士と為り、或は執達吏、裁判所書記等と為りて、法律を實地に運用するの人、蓋し尠しとせず。広島法律学校が、当広島県を始め近県

の法律学生に利便を与へ、隠然国家を裨補せしこと、決して鮮少にあらざるを信ずるなり。然るに何等の不幸ぞ、此有望なる吾が広島法律学校は、茲に全く廃校せざるを得ざるの時期に遭遇せり、今その理由の重なる者を挙げれば、

第一 吾広島法律学校は、指定学校たるの希望、全く絶れたるに在なり。

抑も本校をして指定学校たらしめんと欲し、従来幾多の費金を擲ちて、各種の手段を尽し、或は委員を上京せしめて当路の人に説く所あらしめ、或は校主自から司法大臣に面陳する等、凡そ其手続のあらん限り、其方法を尽したりしも、奈何せん現任司法大臣は、既定の指定学校さへも漸次廃止せんとするの方針を執持せる旨明言せられ、本校課業の程度は他の指定学校と敢て径庭する所なきは、清浦司法次官が親しく本校に臨んで其実況を認められしにも拘はらず、到底指定学校と為す能はずと断言せられたれば、本校の生徒にして高等官の試験を受けんと欲する者は、更に指定学校に入つて、再び予定の年限を経ざるべからずの不便あり、左れば寧ろ最初より指定学校に入学するの勝れるに如かずとなし、本校に嘯目する学生漸

次減少を来したること。

第二 当広島の地たる、学生の生活に適せざる事情の生じたるにあるなり。

抑も広島の地たる、従来物価頗ぶる低廉にして、学生の食費の如きも一箇月二円内外を以て足りしもの、戦後(注、日清戦争)の広島は物価暴騰、学生の食費と雖ども一箇月五円以上を要するに至れり。是れ通常学生の忍ぶ能はざる所にして、本校在籍生徒の漸く減少を来したる事実あること。

第三 法律学生を養成するの必要、本校創立の当时に比し、大に減少したるの事実あるなり。

抑も明治二十年度前後に在ては、法律思想未だ一般に普及せず、多少の法理を解するに足るの人物を養成すること極めて必要なりしも、今日に在ては、従来存在せる官私立法律学校の外、更に全国の各要地に高等学校を設置せられ、其法学部に於ても多数の卒業生を出すの时会に達せしのみならず、大学卒業の学士すら時に或は方向を得ざるものある等、法律学の発達普及之を創立当時比して既に数段の進歩を致し、世上一般の程度に於て法律を解するの輩は、供給需用に超過するの状況ありて、本校の存立を必要とせざるの事情ある



こと。

以上の理由なるを以て、広島<sup>の</sup>地たる将来に法律学校を存続して、法律学生を養成するに適せざるのみならず、之を存続するの不必要を認めしを以て、吾<sup>ら</sup>広島法律学校は今年今月を限り、断然廢校の評決を爲すの已むを得ざるに至りし所以なり。

明治二十九年八月

私立広島法律学校

## 2 討論会問題集

広島法律学校の生徒・講師らが参加して開かれた、討論会の問題を集めて紹介する。全体に、当時の社会を反映した問題から成立っているが、(1)問の近隣紛争、(5)④問の教師の生徒に対する体罰は、現代と変わらぬ問題である。硬軟織り交ぜて、その程度は決して低くはない。

なお、広島法律学校の法律討論会問題と比較するために、(10)問に五大法律学校聯合討論会、(15)問に法友会（広島警察署警察官、広島<sup>の</sup>各裁判所書記などによる法律研究会）の問題も収録しておいた。

- (1) 明治二十（一八八七）年十一月二十六日（「芸日」明二十・十一・二十五）

### ① 民事

某会社なるものあり、蒸気器械を運用し營業を爲す事徴

広島法律学校沿革誌

夜爲り、爲に近隣眠りに就く能わず、因て午後十時限り休業する事を要求せり。

右は要求の理由あるや否や。

### ② 民事

蒸気器械を運用して其營業を爲す会社あり、「フラン（煤の類）を散降しめ、近隣の商店品に害を被むること太<sup>はは</sup>だし、因て該業停止を請求せり。

右請求の権利あるや。

- (2) 明治二十一（一八八八）年五月十二日（「芸日」明二十一・五・十二）

### ① 刑事

甲乙両家殆んど相対し、中間に小川あり、相往来するに、十丁計り迂廻して橋を越へざるを得ず。甲兼て乙の妻と姦す、乙之れを知り甲を懲さんと欲し、以爲らく両家の中間に橋を架けなば、甲必ず近路を取りて此橋を渡らんと。乃ち杉丸太の皮を剥ぎ去りたる独木橋を架し、中間の所に油を塗り置きたり。其夜果して甲姦通に趣かんと欲し、右独木橋を越へんとし、油の爲めに滑て水中に顛墜せり。然るに、甲は焼酎を多分飲み居りたる爲めに、水中に在て手足の自由を得ず、遂に溺死したり。

右乙の所分如何。

### ② 民事

二九七（二九七）

春風駘蕩として百花爛漫たり、一日、甲馬に乗り野遊を試みたる処、乙丙の兩人大酔にて跟々踏々行歩定まらず、一步は西し一步は東し、前面より來り戯に大呼して哄声竭けたるに依り、甲の乗馬驚逸し、甲は遂に落馬して、所持の金時計を破損し、烟草入を失へり。逸馬は猶ほ狂走して、車夫丁が据へ置きたる人力車を踏破したり。其車は飛んで戊の足に負傷し、戊は治療費の損害を被むれり。

右問題に就き甲丁戊が受けたる損害は、何人の負担に帰すべき哉。

参考 甲は元來馬に乗ることは下手にして、若し普通の乗人なれば落馬するには至らず、馬を止め得たりと云ふ○乙丙は甲が下手なることを知らざるものなり○丁は公私設駐車場に非らざるを場所に車を据居たり。

(3) 明治二十一(一八八八)年七月七日〔芸日〕明二十一・七・

① 刑事

甲者の妻乙なるもの久しく丙者と姦通し居りしが、当時甲者は之れを知らず、他に事故ありて乙と解婚し、乙者は直に丁者に嫁せり。其後甲者は乙丙姦通の事実を聞知して、之を告訴したり。而して、其告訴したるを、世評喧しく甲者は大に名誉を毀損したるに基因せると云ふ。

右告訴の効力如何。

② 民事

甲者大風の日乙者の家前を通行し、偶牆壁の側に至りしとき、其壁倒れて之れを害せり。於茲甲者損害を要償せしに、乙者答て曰此牆壁は既に傾倚し居りたるに、甲者之之を注意せざりしは其過失なり、特に自分は五日以前其修繕を家主に催促したるが故に、既に相当の注意を尽したる者と。

右甲者は、要償の権ありや否、果して其権あらば、何人に対して為すを得べきや。

(4) 明治二十一(一八八八)年七月二十八日〔芸日〕明二十一・

七・十八

① 民事

甲者、酒商乙者にシャンパン四ダースを持參すべしと命じたるに、乙者八ダースを持したり、甲者其中一ダース半を取置き残り分を返却せり。乙者は甲に對して尚二ダース半を受取、且四ダースの代償を支払ふことを請求せり。

右請求之当否如何。 出題者 池田源藏

② 刑事

甲者或る犯罪にて重禁固二十日に処せられ、之を不当なりとし上告し、保釈を許されたり。大審院に於て審理の末右上告を棄却したるに、原裁判所の検事は直に執行を為さ

ず、裁判確定の日より三十日を経過したる後、之を執行せんとせり。於茲甲者は、刑期既に経過し了はりたるを云ひ、之を抗告せり。

但、大審院よりは判決の当日直に書類を添へて原裁判所に通し、其距離は八里以内なりと云ふ。

右甲者抗告の当否如何。 出題者 原田孝助

(5) 明治二十一年(一八八八)年八月四日〔芸日〕明二十一・八・

二)

① 刑事

甲乙丙丁戊なる五人の者某山を共有せしが、一日甲は他の四名に陰して、其共有の木材数百本を他人に売却せり。

是れ刑法上何罪を以て罰すべき者なるか、將た罪とならざる乎。

(6) 明治二十一年(一八八八)年八月二十五日〔芸日〕明二十一・

八・二二六)

① 民事

甲なる書生あり、一日細工町何某より招待を受け同所に至らんとて、友人乙より金側の時計一個を借受け、宴会終らば直に持ち歸りて返却すべしと約し、該時計を胸間に閃かし細工町に至り、帰路夜に入り道を転じて左官町に赴かんとせしに、相生橋上にて強盜に遇ひ該時計を掠奪せられたりと云ふ。

広島法律学校沿革誌

甲者は乙者に損害を賠償するの責任ありや。

② 刑事

父の文書を偽造して、他人より父の受取るべき金額を領受したるもの、処分如何。

(7) 明治二十一年(一八八八)年九月十五日〔芸日〕明二十一・九・

十五)

① 民事

本人は特別に契約せざるも、代理人に相当の報酬を与るの義務ありや。

② 刑事

甲助なるものあり、丙吉が隣村の豪農乙の娘花の河中に墜落したるを救助して一度金の謝金を得たることを聞き、其例に倣ひ詐欺の方法を以て金円を騙取し、之を折半せんことを丁太郎に謀たり。其后偶々乙某の娘花の外出を待ち、丁太郎之を途に要し直に捕へて、強姦せんとて其手足を搦め將に淫部に接せんとするの際、甲助突出して之を救ひ予て期する如く乙某に通知し遂に二百金を得たり。

右甲助及び丁太郎の処分如何。

(8) 明治二十一年(一八八八)年十月六日〔芸日〕明二十一・十・

五)

① 民事

契約の要領に曰く、村民村内に於て「トランプ」に財物

二九九(二九九)

を賭し之を弄する事を得ず、之に背くもの其初犯るときは料料として金三拾円を徴し、再犯に係るときは村内に居住するの権利を剥奪す。但し犯者家長なるときは、挙家村を移転す可し云々。

右契約は、有効なる乎、將た無効なる乎。

② 刑事

控訴の判文を見るに、(中略)之を法律に照すに何々の条に依り、被告某は重禁錮に処すとあり。之は破毀の原因あるや判文なるや、若し原因ありとすれば、治罪法第四百十條の何項に相当するや。

(9) 明治二十一(一八八八)年十一月十日〔芸日〕明二十一・十一・七

① 民事

過代契約を許すの可否如何。

② 刑事

甲村共有の草山(肥料に供する必要の時季)を、乙者が村民を害するの意思にて焼棄したる時は、其処分如何。

③ 民刑

甲者、乙者と紛争の末乙者に害を与へんと欲し、乙者の秘蔵の宝物たる画幅(代価千円)の掛けあるを取却し、之に放尿したり、然れ共、別に損壊せし所なし。

甲者は民刑事の責ある乎。

(10) 明治二十二(一八八九)年一月二十七日〔芸日〕明二十二・一・三十三

○五大法律学校聯合討論會と云へるは、昨年より東京に屈指の私立法律学校、則、東京専門学校、英吉利法律学校、明治法律学校、専修学校、東京法学校の五校の人々が設立し、法律上の問題を討論々議する事なるが、追々盛大となり、其第五回を去る廿七日の日曜に帝国大学の講義室に開きたる趣なるが、其問題は左の如しと、法律家の一覽に供す。

① 甲者乙家を相続中、丙者より巨額の負債を為し、其弁償を終へずして、該家を離縁し別に一家を構へ、相応の資産を所有せり。丙者は何れに向つて、其資金を請求するの權利ありや。

(11) 明治二十七(一八九四)年六月十六日〔芸日〕明二十七・六・十五

① 刑事

甲者、乙者に対し、明治二十六年一月金百円を貸与し、乙者より金百円の借用証書を受取り、同年十二月右金百円の弁償を受けながら、借用証書を返還せず。明治二十七年六月に至りて、乙者より甲者に宛てたる金百円の借用証書を偽造し乙者に係り、貸金請求と題する訴訟を為し、右二通の証書を提出し、金二百円を請求し勝訴の判決を受けた後、事發覚し遂に右二百円を取得すること能はざりし。

右甲者に対する擬律如何。

② 民事

甲者丙丁戊の三人を保証人と為し、乙者より金九百円を借入れた。然るに、甲者丙者は共に無實力となりたるを以て、丁者は乙者に対する金九百円の債権証書を乙者に返還し、以て甲者の債務を弁済し、而して、戊者に対し金四百五十円を請求せり。

右に対する判決如何。

(12) 明治二十七年(一八九四年)十一月十七日〔芸日〕明二十七・十

一・十四

① 民事

不動産の売買に受戻の約款を附することを許すの可否如何。

② 刑事

甲者、乙者より金十円を借受け、之を返済するに当り、其文字を知らざるを幸ひとし、金十円の受取書なりと詐り、乙者名義の金百円の預り証書に捺印せしめ、後日金百円を騙取せんと欲し、之を所持したりし処、事発覚し遂に其目的を達すること能はざりし。

右甲者に対する擬律如何。

(13) 明治二十八年(一八九五年)二月九日〔芸日〕明二十八・二・

八

広島法律学校沿革誌

① 刑事

是非の弁別なき幼者に対して、正当防衛権ありや否や。

② 民事

甲者、乙者を誹毀したるに因り、名譽恢復のため新聞広告料として金百円、乙者に弁償すべき判決を受け、該金員を乙者に与へたり。然れども、乙者は其の後二年を経過するも広告をなさざるを以て、甲者は乙者に対し不当利得の名義にて、該金円取戻しの請求をなせり。

右兩者の曲直如何(参考、乙者は到底広告をなさずと自白せり)。

(14) 明治二十九年(一八九六年)三月十七日〔芸日〕明二十九・三・

十二

① 民事

甲者、乙者に対して抵当権利を有したる処、該権利を丙者に金員借用の担保に供したり。然るに、乙者は甲者の相続人となりたり。

此場合に於て、丙者の有する抵当権の存否如何。

② 刑事

甲者、乙者に宿怨あり、之を殺さんことを謀る。日あり、偶々計を以て乙者に毒薬を服用せしめたり。然れども、該毒薬は多少疾苦せしむるに足るも、通常人を殺すに足るの分量にあらざりしが、乙者は病後の疲労を以て該薬の爲め、

遂に死亡したり。

場合に於て、甲者の処分如何。但し、甲者は乙者の病後疲労なりしことを知らず。

(15) 明治二十九(一八九六)年六月五日〔芸日〕明二十九・六・

四)

○法友会討論問題 広島警察署及京橋分署詰の各警官及び各裁判所の書記備員等より、法律研究の目的を以て成立たる法友会は、明五日午後七時より本市台屋町専龍寺に於て、第五回目を開会する由なるが、当日の討論問題は左の如し。

① 村民一同協議の上、若し村内盗難に罹りたるものあるときは、相互に家宅捜査をなすことを規約し、一同挙て捺印せり。後日偶ま同村内甲家に盗難ありたるを以て、甲者は規約に依り、先ず曩に承諾調印したる乙者より捜査を始めたとするに、乙之を拒みたり。然るにも拘わらず、甲は規約に依り強て捜査を為したりと云ふ。甲者処分如何。(提出者 水村勝之丞)

② 或る数名のものを某飲食店に集り雑談中、該店に密売用の大なる生河豚あり。数名のものは、之を店主に調理せしめ、肴として一杯を催したるに、其結果遂に河豚の爲め中毒致死せり。店主の責任は如何。(出題者 池田義文)

③ 甲乙共に養鶏を以て業となす。一日甲の牝鶏乙家の群鶏中に入り、数十個の卵を生みたり。依て、乙は之を私に売

却し、若干の利を得たり。乙者刑法上の制裁如何。(提出者 高橋龜吉)

高橋龜吉)

④ 某小学校に教師あり。其科業を授業するに際し、其生徒一人極めて頑強にして師命に従はず。依て、教師は之を懲戒せんと欲し、掌を以て其頭部を殴打せり。然るに、其当り処や悪かりけん、其生徒爲めに絶命せり。此場合に於て、教師刑法上の責任如何。(提出者 堀徳藏)

⑤ 甲者あり。乙者を欺罔して之が身元証明書を騙取し、丙者に売渡し金五十銭を得て、其金を費消したり。甲者、刑事上の責任如何。(提出者 前同人)

### 3 『広島県統計書』・『広島県学事年報』

『広島県統計書』に見える広島法律学校の教員数・生徒数・卒業生数を一覧表にすると、広島法律学校の規模や盛衰を眺めることが可能になる。また、『広島法律学校沿革誌』に、『広島県統計書』・『広島県学事年報』に記録された広島法律学校に関する統計項目・記述を加えると、更に正確な学校像を把握できる。

#### (1) 『広島県統計書』

『広島県統計書』(明治二十二年までは広島県第一部庶務課編、明治二十三年から明治二十九年は広島県内務部第一課編・広島県発行)には、毎年、「公私立各種学校教員生徒」(明治二十八年・同二十九年は「公私立諸学校」と題する、統計表が収録されている。その内、

広島法律学校に関する部分を抜き書きすると、次のようになる。

それらの項目の中、「校名」は、明治二十（一八八七）年から明治二十三（一八九〇）年までが法律学校、明治二十四（一八九〇）年から明治二十八（一八九五）年までが広島法律学校と表示されている。「学科」は、法律となっている。「所在地」は、明治二十（一八八七）年から明治二十二（一八八九）年までが広島区大手町三丁目、明治二十三（一八九〇）年から明治二十五（一八九二）年までが広島市字大手町三丁目、明治二十六（一八九三）年および明治二十七（一八九四）年が広島市字大手町七丁目、明治二十八（一八九五）年が広島市大手町七丁目となっている。教員・生徒・卒業生徒数は、次の通りである。

明治（西暦）年	教員数（男子）	生徒数（男子）	卒業生徒数（男子）
明治二十（一八八七）年	八	一〇八	
明治二十一（一八八八）年	八	一二〇	
明治二十二（一八八九）年	二	七六	
明治二十三（一八九〇）年	一一	六八	一五
明治二十四（一八九一）年	九	五六	八
明治二十五（一八九二）年	一〇	五四	
明治二十六（一八九三）年	一四	六八	四
明治二十七（一八九四）年	一三	四八	九
明治二十八（一八九五）年	一三	四五	一〇

明治二十九（一八九六）年の『広島県統計書』には、広島法律学校は現れない。しかし、『芸備日日新聞』の記事から、明治二十九（一八九六）年には、生徒は三十名（芸日）明一千九・八・四、その中で卒業の可能性がある三年生は四名（明治二十八年九月現在、二年生修業生四名）である（芸日）明二千八・九・二十四。

なお、明治二十八（一八九五）年には、「区別（注、公私）」「創立年」、「修業年限」、「一ヶ年授業料」、「二ヶ年経費総額」、「校長氏名」の項目が追加され、広島法律学校は、それぞれ、「私立」、「明治二十年四月」、「三ヶ年」、「金一八五円」、「金二八円」、「松山廣居」である。

また、『文部省第二十三年報明治二十八年』には、明治二十八年十二月三十一日調として、「公私立専門学校ノ二（政治学法律学経済学・私立）」の項に、「広島県」として「学校」一、「教員（男）」十三、「生徒（男）」四十五、「卒業生（男）」十の専門学校が統計表に出ているが、これは『広島県統計書明治二十八年』の数字と同一であるから、広島法律学校を指していることは、明らかである。

(2) 『広島県学事年報』

明治初期から中期にかけての『広島県学事年報』（広島県編集発行）については、明治十四（一八八一）年から明治三十（一八九七）年までの分を、広島県立文書館が所蔵しているとされている（製本した表紙のタイトルは、『広島県統計書』第二編（学事）となつて

おり、自明治十四年至明治二十五年と自明治二十六年至明治三十年の二分冊。しかし、内容を実見すると、明治十八(一八八五)年から明治二十三(一八九〇)年分が、欠本となっている。

『広島県学事年報』に見える、広島法法律学校に関する記述は、次の通りである。

① 明治二十四(一八九二)年の「公私立各種学校教員生徒」の項に記録された、「学科」・「教員」・「生徒」・「卒業生」は、「広島県統計書明治二十四年」と同じである。その他に、「所在地」は広島とある。

② 明治二十五(一八九三)年は、「各種学校」の項に、広島法法律学校が入っている。最初に、「二十八校あり、其校名・生徒等左表の如し中に就き、中学予備校修道校、広島法法律学校、医学学校等は、教師其他の施設稍整頓せるものなり。」と解説がなされている。

「学科」・「教員」・「生徒」・「卒業生」は、『広島県統計書明治二十五年』と同じである。その他に、「所在地」が広島市大手町七丁目、「創立年」が明治二十年、「修業年限」が三ヶ年、「学級数」が三、「一年授業料総額」が金三三四円七三銭、「学校創立者」が松山廣居とある。

③ 明治二十六(一八九三)年は、「専門学校」の項に、「広島法法律学校、広島医学学校は共に広島市に在り、法律学校は本年卒業生四名にして、医学学校には未だ之なし。」と記述されている

に過ぎない。

この年、広島法法律学校が、「各種学校」から「専門学校」へと取扱が変わったのは、明治二十三(一八九〇)年から同二十五(一八九二)年にかけて毎年、代言人試験に合格者を出したからであろう。

④ 明治二十七(一八九四)年は、「専門学校」の項に、「私立広島法法律学校は、教員十三名、生徒四十八名、本年卒業生九名、歳費は式百式拾七円六拾八銭貳厘、授業料総額は百八拾三円五拾銭なり。」とある。

⑤ 明治二十八(一八九五)年は、「専門学校」の項に、「私立広島法法律学校は、明治二十年の創立にして、授業料は裁判官、弁護士及他の有志者より寄附せし金員を以て維持せり。教員は、裁判所法官及弁護士等にて拾三名あり、生徒は四拾五名、卒業生拾名あり。修業年限は三ヶ年にして、一ヶ年経費は二百二十八円、一ヶ年授業料は百八拾五円なり。」とある。

⑥ 明治二十九(一八九六)年は、「専門学校」の項に、「専門学校は、私立法法律学校と私立医学学校との二校ありしが、甲校は二十九年中に廃止し、乙校は休校中なるを以て、別に記すべき事なし。」とある。



## 七 解 題

### 1 「専門学校令」公布以前の法律学校

広島法律学校が存在した当時、法曹を養成する目的で設立された私立法律学校は、その卒業生が判事・検事・代言人（弁護士）の法曹受験資格を取得することが出来なければ、その存在価値は無いに等しいであろう。

広島法律学校より一年ほど早く、明治十九（一八八六）年五月に設立された横浜法律学校は、特別認可学校になれないまま、明治二十二（一八八九）年十月（明治二十二年十月九日発行『雲備日日新聞』）に校外生募集広告掲載からそれほど遠くない時期と思われるが、廃校したという。広島法律学校も、司法省指定学校になれず、廃校の憂き目に遭うのである。前者はその卒業生が高等試験の受験資格を、後者は判事検事登用試験の受験資格を、それぞれ取得出来ないため、生徒が減少して廃校の原因になった（ただし、代言人試験・弁護士試験は、特別認可学校・司法省指定学校の卒業者でなくとも受験出来た。一方、明治十九（一八八六）年十一月設立された、関西法律学校（関西大学）は、司法省指定学校に指定され、今日に至っている。

そこで、「専門学校令」公布以前における私立法律学校の展開とその規制の変遷を見ると、次のような状況にあった。

（注）教育史編纂会著『明治以降教育制度発達史』第一巻〜第四巻。教育資料調査会・重版一九六四年、『文部省第三〜十五年報』明治八

〜二十年（芳文閣出版部・復刻版一九八八年）、三島駒治編『九大法律学校大勢一覽附現行試験規則及問題集』（東京法友会・一八九八年）、手塚豊『司法省法学校小史（1〜3）』（慶応大学『法学研究』第四十巻第六・七・十一号、一九六七年。後に、『明治法学校教育史の研究』手塚豊著作集第九巻、慶応通信・一九八八年に収録。などを参考にした。

#### (1) 「学制」頒布以降

明治政府は、明治五（一八七二）年八月三日、「学制」（明治五年八月二日太政官布告第二百十四号。明治五年八月三日文部省布達第十四号）を頒布した。こゝにおいて、全国的に近代学校教育の形態を取ることになり、私立学校の設立は、府県に届出ることになった。法学校などの専門学校に関する規定は、「学制二編追加」（明治六年四月二十八日文部省布達第五十七号）に初めて現れ、学科準則が示された。

明治初年には、明治六（一八七三）年四月に新設された開成学校（明治七年五月、東京開成学校と改称）の中に法学科が置かれた外は、法学のみを教授する文部省直轄の官立専門学校は存在しなかった。しかし、明治四（一八七二）年九月司法省の中に設けられた法学校に明法寮があった。これは、明治八（一八七五）年五月廃止され、司法省の直轄となり、明治九（一八七六）年七月専

門生徒二十人が初めて卒業した(明治十七年十一月法律学士の称号授与)。

私立の法律経済に関する学校としては、第一に明治維新前から継続していた慶應義塾が挙げられる。しかし、経済法律の専門学科を授けるといふよりも、寧ろ英語によって高等な普通教育を授けることを主としたので、「学制」にいう中学校に近いものであった。

その他に私立の法学校としては、明治七(一八七四)年の法律学舎(元田直、東京神田五軒町)、明治九(一八七六)年の講法学舎(北島道龍、東京麹町有楽町)、明治十(一八七七)年の明法学舎(大井憲太郎、東京本郷湯島天神町)、明治十一(一八七八)年の法律学舎(山田勇、下野国橡木町)、明治十二(一八七九)年の学法館(鈴木愨民、下野国都賀郡大杉新町)、同年の法律学舎(白川密藏、羽前米沢立町)、同年の講法館(木原章八、広島中町)などがあるが、何れも生徒は極めて少なく、また継続したものもなかった。しかし、明治十二(一八七九)年二月に設立された東京法学社(薩埵正邦外、東京神田駿河台西紅梅町)は、現在の法政大学の前身となった。

『文部省第七年報明治十二年』の「大学専門学校一覧表」によると、明治十二(一八七九)年には、法律学の専門学校は、その他に、法律私学(美濃国安八郎)、法律学舎(羽後国飽海郡)が見え、大学には官立の東京大学(明治十年四月東京開成学校と東京医学校を合併して創設。法、理、文、医)が存在している。

(2) 「教育令」公布以降

明治十二(一八七九)年九月二十九日、政府は「教育令」(太政官布告第四十号)を公布して、「学制」に代わる教育制度の総則とした。専門学校は、専門一科の學術を授ける所と定義された。私立学校の設置・廃止は、「府知事県令に開申すべし。」とされたが、明治十三(一八八〇)年十二月二十八日改正「教育令」(太政官布告第五十九号)により、設置は認可事項に変更された。

明治十七(一八八四)年七月、司法省の法学校が、第二回の成業生三十七人(法律学士の称号授与者三十三名、成業証書授与者四名)を出した。そして、明治十七(一八八四)年十二月、同校は文部省の直轄となり、東京法学校と改称され、明治十八(一八八五)年九月東京大学(明治十九年三月、帝国大学と改称)に合併された。公立の学校としては、明治十四(一八八一)年七月金沢の中学師範学校が、専門学校と改められ、法・理・文の三科を授けることになったが、明治二十一(一八八八)年に至って廃止された。

明治十二(一八七九)年以降、私立の法律経済学校を設立する者が続出した。東京法学社は、明治十四(一八八一)年五月講法局を独立させて東京法学校(法政大学)とした。明治十三(一八八〇)年七月専修学校(専修大学)設立、明治十四(一八八一)年一月明治法律学校(明治大学)創立、同年十月福岡県の藤雲館(法文・数学・英文を授ける。明治十八年廃止、修猷館に吸収)新設、明治十五(一八八二)年十月東京専門学校(早稲田大学)創設、同

年以前の東奥義塾が教科を改正し文学・法学の二科を設置（明治十六年法学を廃止、明治十八（一八八五）年七月独逸学協会学校（独協大学）が専修科を設置（法学を教授、同年七月英吉利法律学校（中央大学）創立と続いた。

そして、文部省の統計上は、明治十八（一八八五）年において、私立法律学校は全国に九校あったという。しかし、明治十九（一八八六）年は七校、明治二十（一八八八）年は六校と減少している（『文部省第十三（十五年報）明治十八（二十年）』）。

ところが、明治十八（一八八五）年から明治十九（一八八六）年にかけては、その他に、明治十八（一八八五）年三月には千葉県佐倉に佐倉法律学校が開校（中村文也「横浜法律学校」・『郷土よこはま』第百号、一九八五年）、明治十九（一八八六）年二月には群馬県高崎に高崎法学校が開校（前掲・中村「横浜法律学校」、同年二月には広島法学校が設立、同年五月には熊本に東肥法学会が設立（『熊本県弁護士会史』、熊本県弁護士会誌編纂委員会編・熊本県弁護士会発行・一九八六年）、同年五月末には横浜法律学校が設立、同年九月には熊本の私立学校明道館に法律学科を設置（前掲「熊本県弁護士会史」、同年九月には広島明法館に法学講習所を設置、同年十一月には関西法律学校（関西大学）が設立されたように、法律学校が続々と出現している。関西法律学校を除き、その多くは長くは続かず、文部省の統計上は、専門学校ではなく各種学校として扱われたのであろう。

（注）その他、明治十八年には岡山法律英学校、明治十九年には前橋法律講習所、新潟法律学校、明治二十年には千葉県法律研究所、高知法律学校、明治二十一年には岡山法律学校などが設立されたともいうが、確認できない。

(3) 諸学校令整備以降

明治十九（一八八六）年三月一日、「帝国大学令」（勅令第三号）が定められ、それに続いて、「師範学校令」、「小学校令」、「中学校令」、「諸学校通則」が定められるなど、諸学校令が整備された。

官立の専門学校としては、明治二十二（一八八九）年七月京都の第三高等中学に法学部が設けられ、明治二十七（一八九四）年六月高等中学が高等学校と改められた後は、第三高等学校法学部として存在した（明治二十九年、法学部は生徒募集を停止して、同三十四年四月法学部は廃止）。

私立法律学校は、東京府下に設置する者が多くなったので、明治十九（一八八六）年十二月「私立法律学校特別監督条規」を設け、私立法律学校の中から撰んで、帝国大学総長をしてこれを監督させることとした（『官報』明十九・十二・四）。その対象学校は、東京府下に在る専修学校（専修大学）、明治法律学校、明治大学、東京専門学校（早稲田大学）、東京法学校（政法大学）、英吉利法律学校（中央大学）の五校（いわゆる五大法律学校）であった。そして、明治二十一（一八八八）年五月五日「特別認可学校規

則」(文部省令第三号)が定められた。これが、私立法律学校に關して、文部省が規定を設けた最初である(私立法律学校の入学資格を、初めて、尋常中学校卒業若しくはこれと同等以上とした)。これにより、明治二十(一八八七)年七月二十五日「文官試験試補及見習規則」(勅令第三十七号)に定める高等試験(司法官・行政官)を受ける資格を持つ者は、私立学校の場合、特別認可学校の卒業生に限られることになった。

「特別認可学校規則」により認可された学校は、私立独逸学協会学校専修科(獨協大学、私立英吉利法律学校(中央大学、明治二十二年十月東京法学院と改称)、私立東京仏学校法律科(法政大学、明治十九年十一月設立、明治二十二年五月東京法学院と合併して和仏法律学校と改称)、私立東京専門学校法律学科(早稲田大学)、私立明治法律学校(明治大学)、私立専修学校(専修大学)、私立東京法学院(法政大学、明治二十二年五月東京仏学校と合併して和仏法律学校と改称)の七校であった。「特別認可学校規則」が出来たので、私立法律学校に対する、帝国大学総長の監督は、これを解かれた。ところが、明治二十六(一八九三)年十一月四日「特別認可学校規則」は、廃止された(文部省令第十五号)。これは、同年十月三十一日「文官任用令」(勅令第百八十三号)により、「文官試験試補及見習規則」が廃止され、同日「文官試験規則」(勅令第百九十七号)が制定され、特別認可学校卒業者の高等試験受験資格を認めなかつたからである。それに伴い、明治二十七(一八九

四)年六月には、高等中学が高等学校に改められて、帝国大学へ進学し、文官高等試験を受験する道が確立した。

一方、明治二十四(一八九二)年五月十五日「判事検事登用試験規則」(司法省令第三号)は、特別認可学校の卒業者に判事検事登用試験の受験資格を認めていた。そこで、明治二十六(一八九三)年十月九日、判事検事登用試験を受ける資格を有する者を「官立学校及司法大臣に於て指定したる公私立の学校に於て三年以上法律学を修めたる証書を有する者」と改正(司法省令第十六号)し、従前の特別認可学校は何れも司法省の指定学校となつた。

明治二十六(一八九三)年十二月十四日、司法省の指定学校に指定された学校(司法省告示第九十一号)は、次の通りであった。関西法律学校(関西大学)、独逸学協会立学校(獨協大学、しかし、明治二十八年七月専修科廃止)、慶應義塾(慶應義塾大学、明治二十三年一月文学・理財・法律の三科を設置)、日本法律学校(日本大学、明治二十二年十月設立)、東京専門学校(早稲田大学)、専修学校(専修大学、東京法学院(中央大学、明治二十二年十月英吉利法律学校から改称)、明治法律学校(明治大学)、和仏法律学校(法政大学、明治二十二年五月東京法学院が東京仏学校と合併し和仏法律学校と改称)の九校である。

ここで、明治二十一年(一八八八)年五月「特別認可学校規則」が制定されてから、明治三十二(一八九九)年までの代官人

試験及第者・弁護士試験及第者数ならびに高等試験及第者・判事検事登用試験及第者数の変遷を一覧表にしてみよう。この表を見ると、及第者数は少なく、競争も激しかった。このような状況では、高等試験・判事検事登用試験を受験できる、講師陣が充実し、かつ合格実績のある「特別認可学校」、法務省指定学校」に法曹志望の学生が集中するのは自然の成り行きであろう。

明治(西暦)年月	代言人・弁護士	司法官(判事・検事、試験)
明治千一(一八八〇)年	四一	九
明治千二(一八八九)年	五一	一三
明治千三(一八九〇)年	一三四	四一
明治千四(一八九一)年	二〇一	二〇
明治千五(一八九二)年	一〇八	二〇
明治千六(一八九三)年	二二八	三六
五月		三六
明治千六(一八九三)年	五九	三一

広島法律学校沿革誌

九月	(官報)明二千六・十二・十二	(官報)明二千六・十・十九
明治千七(一八九四)年	二九	四四
明治千八(一八九五)年	二九	二二
明治千九(一八九六)年	一五	三三
明治三十(一八九七)年	二九	四二
明治三十一(一八九八)年	八八	八一
明治三十二(一八九九)年	三九	五一

(注) ①明治二十一年の代言人試験の出願人員は、千百三十二人で、内退願却下不参等の者三百九十三人、試験不合格の者六百九十八人を除き、試験合格免許を得た者四十一人である(官報)明二千一・六・六)。明治二十二年の代言人試験の出願者人員は、千八百二人で、内退願却下不参等の者四百人、試験不合格の者千三百五十一人を除き、試験合格免許を得た者五十一人である(官報)明二千二・十二・二十八)。明治二十三年の代言人試験の出願人員は、二千百十三人で、内退願不参等の者四百四十五人、試験不合格の

者千五百三十四人を除き、試験合格免許を得た者は百三十四人である〔官報〕明二十三・十一・二十九。明治二十五年の代言人試験受験者は千八百人に及び、及第した者は百八人である〔芸日〕明二十六・二・一。

②「代言人・弁護士」の欄は、明治二十五年までが代言人試験、明治二十六年以降は弁護士試験の及第者数である。「司法官」の欄は、明治二十一年から同二十三年までは文官試験高等試験(司法官)、明治二十四年は判事検事登用試験、明治二十六年以降は判事検事登用第一回競争試験の及第者数である。

当時、設立された法律学校には、その他に、次のものがある。明治二十二(一八八九)年二月、熊本法律学校が設立された。これは、東肥法学会の会員が減少したので、これを廃して、新たに学校を起したものであるが〔法政誌叢 第百十三号、一八九〇年、二四頁)、同年四月、明治法律学校と提携し、卒業生は明治法律学校の三年生に無試験で入学が認められることになった〔明治大学百年史 第四卷、明治大学百年史編纂委員会編・明治大学発行・一九九四年、二五一頁)。そして、明治二十四(一八九二)年、済々黌など三校と合併して九州学院となった。しかし、明治二十九(一八九六)年、再び熊本法律学校として独立したが、間もなく廃校となった〔熊本県学事年報 明治二十二(一九一九年)。

明治二十四(一八九二)年九月には、京都の同志社(同志社大

学)に政法学校(政治科・理財科)が設けられた。明治三十三(一九〇〇)年五月には、京都法政学校(立命館大学)が設立された。そして、明治三十三(一九〇〇)年十月には、三島駒治(若手県江刺市、明治三年生)が、仙台市に東北法律学校(現在の学校法人三島学園・東北生活文化大学へ連なる)を設立したが、その運営には在朝在野法曹が全面的に協力したという。同校は、夜間であったが、その後、東京五大法律学校への転入が認められるようになり、大正十一(一九二二)年三月、経営上のことから廃校になるまで二十二年間存続したという〔仙台弁護士会史 仙台弁護士会史編纂委員会編・仙台弁護士会発行・一九八二年)。

#### (4) 「専門学校令」公布

私立学校に対して、初めて単独法令が制定されたのは、明治三十二年八月三日公布の「私立学校令」(勅令第三百五十九号)であるが、別段の規定のある場合を除き地方長官の監督に属し、設立廃止は従来通り、校長は監督官庁の認可とされた。

専門教育に関する一般通則を定めた「専門学校令」(勅令第六十一号)が公布されたのは、明治三十六(一九〇三)年三月二十七日である。当時、「専門学校令」により設立認可された、法律経済を授ける私立学校は、次の十一校である。

明治三十六(一九〇三)年八月に東京法学院(中央大学)、明治大学、法政大学、同年九月に京都法政専門学校(立命館大学、京都法政学校を組織変更)、同年十一月に関西法律学校(関西大学、

専修学校（専修大学）、明治三十七（一九〇四）年一月に慶応義塾大学部、同年二月に台湾協会専門学校（拓殖大学、明治三十三年六月台湾協会学校を設立し、行政科・実業科を置く）、同年三月に日本大、同年四月に早稲田大学、同志社専門学校（同志社大学、明治二十四年九月設置した政法学校を廃止し、専門学校を置く）が設立された。

## 2 広島法律学校の設立と廃校

(1) 明治二十（一八八七）年三月、広島法律学校が設立されたのは、広島控訴院長堤正己から、広島組合代言人に話があったことに始まるという（「芸日」明二十・二・十二）。それに応じて、広島法律学校は「従来当地代言人一体より成立せしものなる」（「芸日」明二十・三・五・九）というが、広島代言人組合の代言人達は、松山廣居、山中正雄、岡崎仁三郎を創立委員に選んで設立に当たり、明治二十（一八八七）年三月二十七日開校した（「芸日」明二十・二・十一、明二十・三・二十九）。

広島法律学校設立の気運が盛上ったのは、大山剛や野平穰による法律学校設立の影響もあろう。しかし、それよりも、当時の『芸備日報』紙上には、関西法律学校の設立が報道され（「芸日」明十九・十・十七）、その法学生募集の広告がなされ（「芸日」明十九・十・二十六、その後も継続して広告がなされる）、更には、横浜法律学校の設立が報道され（「芸日」明二十・三・八）、その校外生募集広告が出され（「芸日」明二十・三・九、この後、何度も広告を出す）ているの

で、両法律学校の設立の動きから大きな影響を受けていると思われる。それは、横浜法律学校開校時の教員予定者であった菅谷正樹（注、横浜始審裁判所判事から広島始審裁判所判事へ転勤）が（「横浜弁護士会史」上巻、横浜弁護士会史編纂委員会編・横浜弁護士会発行・一九八〇年）、広島法律学校設立広告に講師として名を連ねていることからも推察することが出来る（「芸日」明二十・三・五）。

広島法律学校の講師陣は、広島控訴院、広島始審裁判所の法官に殆ど全面的に負っており、広島組合代言人だけでは到底、法律学校の運営は出来ないことは歴然としている。

しかしながら、広島 of 代言人達は、裁判所の意向にたゞ従っていたわけではない。明治二十（一八八七）年六月には、高田似壠が全国状師会結成を全国の代言人組合員に向かって呼掛け（「芸日」明二十・七・十二、明二十・七・十四）、明治二十（一八八八）年九月には中国状師会を結成し、白根淳六・高田似壠・安倍萬太郎の提案で、議案第一号乃至第九号（それに号外として二十題）を広島控訴院に建議しているように（「芸日」明二十一・九・十九・二十）、広島控訴院管轄下の各地の代言人が結束して、裁判所の現状に関して問題を提起して、裁判所と協議しようとする姿勢を持っていた。当時の法曹三者は、互いにその職務上の立場を堅持しながらも、協力して、新しい時代を担う法律家を養成しようという使命感を保持していたと思われる。

広島法律学校の当初の校主には、当時の代言人組合会長原田東



三郎が就任し〔芸日〕明二十・三・二十九、代言人組合員の殆どは  
校員となり、順番に幹事を勤めて、学校の維持・運営に参加して  
いた。

しかし、明治二十（一八八七）年八月には、安倍・松山・高田・  
岡崎・長屋・白根の六人を常議員に撰び、その中から順番で幹事  
を勤めることに改めた〔芸日〕明二十・八・十六。

更に、明治二十三（一八九〇）年五月に組織を改革し、松山廣居、  
岡崎仁三郎、天野確郎、香川齋、岡謙藏、高野一歩、河端守綱、  
白根淳六、藤本直治郎、山内吉郎兵衛、平田卓爾、高木尉太郎、  
安倍萬太郎、林十之助、渡邊又三郎ら十六名の校員が、広島法律  
学校を受持つことになり、山中正雄、原田東三郎、玉木市兵衛、  
山口武衛門、宮原毎太郎、高田似壠、奥本數奇男、石井道の八名  
は、同年五月十五日を以て広島法律学校と関係を絶った〔芸日〕  
明二十三・五・十七。

（注） 広島法律学校の設立・運営には、明治十九年五月の名簿と明治二  
十年六月の名簿に見える代言人組合員の大部分が参加している。

① 『芸備日報』第七十号（明治十九年五月十二日）に、広島代言人  
組合の会長・副会長を選任したことを広告した際の組合代言人現員は、  
次の二十七名である。

原田東三郎（会長）、山中正雄（副会長）、松山廣居、宮原毎太郎、  
奥本數奇男、岡謙藏、石井道、香川齋、山口武衛門（副会長）、富田

治左衛門、玉木市兵衛、河端守綱、渡邊又三郎、岩田彌太之輔、結  
城勝、白根淳六、長屋謙二、林十之助、高木尉太郎、山内吉郎兵衛、  
岡崎仁三郎、瀧本駒太郎、高野一歩、高田似壠、天野確郎、大山剛、  
安倍萬太郎

② 『日本帝國代言人姓名録附録法律學士姓名録』（山本光椽編集発  
行・明治二十年四月序文・同年六月十三日出版）の「広島始審裁判  
所々属」代言人は、次の二十五名である（会長・副会長は「芸日」  
明二十・四・十九による）。

原田東三郎、山中正雄、松山廣居（副会長）、宮原毎太郎、奥本數  
奇男、岡謙藏、石井道、香川齋、山口武衛門、富田治左衛門、玉木  
市兵衛、河端守綱、渡邊又三郎（会長）、岩田彌太之輔、白根淳六、  
長屋謙二（副会長）、林十之助、高木尉太郎、山内吉郎兵衛、岡崎仁  
三郎、高野一歩、野平穰、高田似壠、天野確郎、安倍萬太郎

③ 白根淳六は、明治二十三年十二月十九日死去〔官報〕明二十  
四・一・十六。石井道は、明治二十五年一月十七日死去〔官報〕  
明二十五・二・二三。原田東三郎は、明治二十五年十月二十八日死去  
〔官報〕明二十五・十一・八。

④ 藤本直治郎（大阪府）は、明治二十二年広島で代言人試験を受  
験して及第〔官報〕明二十二・十二・二十八、明治二十六年五月  
山口弁護士会員〔官報〕明二十六・六・九。玉木市兵衛は、明治  
二十三年七月満期引続出願をなさず代言人資格を失うが〔官報〕  
明・二十三・七・四、明治二十六年四月引続営業願を出し免許状を



下付された（官報「明二十六・五・五」。高田似嶋は、明治二十四年十一月東京に移住したが（「芸日」明二十四・十一・十五）、明治二十七年一月広島に帰郷した（「芸日」明二十七・一・二十五）。似嶋は、明治二十六年五月代言人から弁護士に移行した際は東京弁護士会に登録しているが（「官報」明二十六・五・二十七、明治二十八年一月二十五日広島弁護士会に登録した（「官報」明二十八・二・一））。

(2) さて、広島法律学校は、設立から廃校までの間に、三回廃校の危機に遭遇したことがあるという（「芸日」明二十九・八・六）。

第一回目は、明治二十二（一八八九）年、生徒数が百二十名から七十六名に減少し、教員が二名となった時期であろう。設立当初の明治二十（一八八七）年は判事・検事を中心に八名、翌年も八名、更に、明治二十三（一八九〇）年には十一名の教員がいた。しかも、明治二十一（一八八八）年六月（明治二十一年六月調『司法省職員録』）から明治二十三（一八九〇）年二月（明治二十三年二月調『司法省職員録』）までの間、広島控訴院・広島始審裁判所の判事・検事の配置状況には、大きな変化はない。しかし、『広島県統計書明治二十二年』の統計表「公私立各種学校教員生徒」における、明治二十二（一八八九）年の広島法律学校の教員数は二名に過ぎない。

この年、生徒数の減少は、広島法律学校だけでなく、横浜法律学校でも著しく減少しており、両校とも「特別認可学校」になれなかったことが、その大きな原因と思われる。明治二十五（一八九二）年の卒業生がいなのは、明治二十二（一八八九）年に新入

生が殆どいなかったことを示している。しかも、生徒数が四十四名減少していることは、明治二十二（一八八九）年は従来の生徒がその位は退学していることである。教員が、八名から二名に減少したのは、何らかの理由で辞任したか、あるいは辞任してもらったのであろう。しかし、当時の『芸備日日新聞』紙上には、明治二十二（一八八九）年五月一日に掲載された生徒募集広告を最後に、翌年二月二十二日の常議員会開催の記事が載るまでの間、広島法律学校に関する記事が途絶えている。新聞はその間、広島法律学校の動向について、報道していないので、生徒数・教員が激減した真の原因は分からない。

（注）①本稿に登場する裁判官・検察官の確認は、明治二十年から同三十年の間の「司法省職員録」および「職員録（甲）」（内閣官報局発行）に収録されている、広島控訴院、広島始審裁判所（広島地方裁判所）、治安裁判所（区裁判所）の職員録をマイクロフィルムからコピー用紙に複写したものによった（国立公文書館所蔵『明治・大正・昭和官員録・職員録集成』（マイクロフィルム版、日本図書センター・一九九〇年））。

②明治二十二年の教員数「二」名は、翌年が「二」名であるので、「二」の誤植の可能性もある。しかし、例年であれば一月八日には行う始業式を、明治二十三年は二月二十二日に至っても開いていない状況なので、やはり危機的状況にあることは変わりない。

③明治二十二年は、国会開設を翌年に控え、かつ条約改正反対運動

が全国的に展開された年であり、広島の代言人達も、政治活動のため東奔西走し、彼等は法律学校の運営に時間を割くいとまは無かったと思われる（八谷萬一「広島県政史話・1」9）。「警察之友」第二九三号（第三〇二号、一九三二年。後に、『広島県政史話』上巻、広島県立文書館所蔵・一九三二年に収録）。

第二回目の危機は、明治二十三年（一九〇〇）年五月、八名の代言人が広島法律学校と関係を絶つたときであろう。これは、時期的に見て、前年の生徒数・教員の激減と連動していると思われる。その打撃から、やっと立上ったが、なお存続するか廃校するか、議論が分かれたと思われる。学校の運営から離脱した代言人達は、学校の維持・運営に要する、資金・労力の負担に耐えられなかったであろう。

第三回目の廃校の危機は、明治二十三年（一九〇〇）年九月十三日発行の『芸備日日新聞』にあるように、広島控訴院、広島始審裁判所の裁判官・検事が、総入替えともいふべき転動をし、来任する牟田口控訴院長、春木検事長その他新任裁判官・検事の協力を得ることが出来るか、懸念されたときである。裁判官・検察官の教員就任については、間もなく控訴院・裁判所の協力を得て、危機を脱している。

しかし、明治二十九（一八九六）年八月三十一日、竟に廃校の秋を迎える。弁護士達は、廃校の理由書を発表し、広島法律学校が広島に存在した意義を確認し、その歴史的使命は終了したと

宣言する（『芸日』明二十九・九・一、「中国」明二十九・九・一）。

廃校の理由書は、まず、創立以来五百有余の生徒を養成し、卒業生の過半は判検事、弁護士、執達吏、裁判所書記などの実務家となり、広島県だけではなく、近隣の法律学生にとつても利便を与え、国家を裨補した功績は少なくないと自負する。

そして、廃校した主要な原因を挙げる。第一は、卒業生が判検事登用試験の受験資格を得るためには、司法省の指定学校となる必要があるが、その見込みが無いので（司法大臣芳川顯正が拒絶したという）、最初から指定学校に入学するに如かずとなして、本校に入学する学生が減少したことである。第二は、日清戦争後、広島の物価が高騰し、通常の学生はそれに耐えることが出来なくなり、在籍生徒が減少したことである。第三は、既存の官私立法律学校の外、全国各地に高等学校が設置され多数の卒業生を出すようになり、帝国大学卒業の法学士すら思つた方向に進むことが出来な場合もある現状では、世上一般の程度において法律を解する者は供給過剰となつており、本校の存立を必要としなくなつたことである。

（注）第一点は、近代的教育制度が整備され、法律学校のような高度の専門学校に入学するには中等教育を受けていることが要求され、かつ、制度に組込まれた法律学校（特別認可学校・法務省指定学校）卒業者にだけ法曹受験資格を与えるようになると、広島法律

学校のような制度外の法律学校は、生徒を集めることは困難となる。しかも、特別認可学校・法務省指定学校になるには、それを認めさせる政治力が必要であつたらうし、常勤講師を置くなど相当数の講師を確保する必要もあり、かなりの資金を恒常的に調達しなければならぬが、当時の広島にはその様な政治的・経済的・社会的な力量は無かつた。第二点は、広島の場合が高騰化することにより、東京と同じ位いの生活費が必要となるのであれば、田舎から広島に出て来ていた学生は、むしろ上京して特別認可学校・法務省指定学校に入学するようになる。第三点は、広島法律学校が歴史的使命を終わったのは、新しい近代的教育制度が確立することにより、その中で必要な法律実務家を供給できるようになったことである。独逸学協会学校が、明治二十八年七月専修科を廃止した理由も、旧制帝大、旧制高校の制度が、日本近代化の官僚育成機関として完備してきた、め、役割を終つたといふものである（『獨協中学・高等学校同窓会』ホームページ「目で見ると獨協百年・年表」）。

### 3 広島法律学校の生徒

広島法律学校で学んだ生徒は、五百有余名。卒業した者は、四十六名（それに、明治二十九年に卒業可能な者四名が加わる。）であるが、その過半は、判事、検事、弁護士、執達吏、裁判所書記などになつたといふ。

#### 広島法律学校沿革誌

- 凡例 (1) 明治二十六年五月現在の弁護士会は、前掲『帝国弁護士録』（明治二十六年五月発行）による。
- (2) 卒業学校は、前掲『九大法律学校大勢一覽』（明治三十一年四月発行）による。
- (1) 卒業生の内、氏名が判る者は、次の通りである。

卒業年月	卒業生の内、氏名が判明する者	卒業者数
明治二十三年 五月	高橋嘉一郎、柳父兼吉、牧洞治次郎、富岡豊太郎（島根県）、横山金太郎（明治二十四年東京法学院、中島十一、岡崎繁登、佐々木百太郎、成川一郎、山田方毅、大濱音五郎、石津覺太郎、佐々木豊次郎、松村長槌、門前元吉郎 （『五百』明二十三・五・十六）	十五名
明治二十四年 十月	林榮三（山口県、明治二十八年東京法学院、明治二十九年日本法律学校、山科慎次郎（明治二十五年東京法学院） （『五百』明二十四・十二・二十五）	八名
明治二十六年 九月	石橋長助、高田小太郎 （『五百』明二十六・九・二十二）	四名
明治二十七年 九月	田中自治雄（明治二十八年東京法学院、田中清一郎、藤嶋龜次、松植林之助、藤嶋壽一、武川織之進、酒井憐（注）、博か雄、堂原徳太郎、重富梅松（『五百』明二十七・九・二十）	九名
（二八九年九月）		

明治二十八年	西田農（山口県、明治二十九年東京法学院、賀谷辰之介（山口県	九名
九月	明治二十九年東京法学院、宮内達、上田小次郎（山口県、明治	（統計書で
（二八九年九月）	三十年東京法学院、大賀義昂（島根県、橋瀬（明治三十年東京	は十名
	法学院、伊達潔（明治二十九年東京法学院）、瀧田敬一、山根	
	京三郎	
	（芸日）明二十八・九二（二十四）	

(2) 代言人試験・弁護士試験及第者のうち、氏名などが判る者は、次の通りである。

- ① 明治二十三（一八九〇）年十一月、広島法律学校卒業生と生徒で、代言人試験を受けた者は五名であるが、卒業生の高橋嘉一郎（明治二十六年五月広島弁護士会、富島豊太郎（島根県、明治二十六年五月広島弁護士会）、三年生の神田初二（大分県、明治二十六年五月山口弁護士会）の三名が及第した（「芸日」明二十三・十二・四）。

（注）明治二十三年の代言人試験及第者百三十四人のうち、広島県人は、井上二郎（明治二十三年東京法学院、高等試験にも及第）、花井卓藏、明治二十一年東京法学院、明治二十六年五月東京弁護士会、小川浩行（明治二十一年明治法律学校、明治二十六年五月広島弁護士会、高橋嘉一郎、小林政一（明治二十六年五月東京弁護士会）、坂本彌一郎、三井十三一（明治二十二年明治法律学校、高等試験にも及第）、須山穰（明治二十三年明治法律学校、高等試験に

も及第）の八名である（「官報」明二十三・十一・二十九、明二十三・十二・十二）。

- ② 明治二十四（一八九二）年十二月、広島法律学校卒業生または生徒であった者で、代言人試験に及第した者は、伊藤政治郎（山口県、明治二十四年東京法学院、明治二十六年五月東京弁護士会）、原謙造（明治二十四年東京法学院、明治二十六年五月福岡弁護士会）、押田謙亮（山口県、明治二十四年東京法学院、明治二十六年五月山口弁護士会）、横山金太郎（明治二十四年東京法学院、明治二十六年五月広島弁護士会）、芥川順治（山口県、明治二十三年東京法学院）の五名である（「芸日」明二十五・一・七）。

（注）明治二十四年の代言人試験及第者二百一人のうち、広島県人は、羽原壽吉（明治二十三年和仏法律学校）、原謙造、横山金太郎、信岡雄四郎の四名である（「官報」明二十四・十二・十二）。

芥川順治は、判事検事登用試験にも及第し（「芸日」明二十四・十一・五、明治二十四年十一月十四日山口区裁判所誌・司法官試験補（「官報」明二十四・十一・十七）、明治二十六年四月広島区裁判所検事代理の時、広島法律学校講師となり刑法の講義を受持った（「芸日」明二十六・四・十五）。しかし、国立公文書館「公文書目録検索システム」の件名に、「福山区裁判所判事芥川順治取賄被告事件判決確定ノ件」（明治二十九年四月十六日内閣作成）が見える。

- ③ 明治二十五（一八九二）年十二月施行の代言人試験に及第し

た、広島法律学校卒業生または生徒であった者は、山科愼次郎（明治二十五年東京法学院、明治二十六年五月東京弁護士会、高橋榮之助（明治二十三年東京法学院、明治二十六年五月広島弁護士会）の二名である（「芸日」明二十一・二・十四、明二十四・十・二十五、明二十六・二・一）。

（注）明治二十五年の代言人試験及第者百八人のうち、広島県人は、高橋榮之助、山科愼次郎、廣瀬又次郎（明治二十二年和仏法律学校、明治二十六年五月東京弁護士会）の三名である（「官報」明二十六・一・二十八）。高橋榮之助は、明治二十一年二月十日、広島法律学校の臨時試験において、芥川順治が一等賞のとき、二等賞を得ている（「芸日」明二十一・二・十四）。なお、大芝築廣（東京府）は、広島で受験して及第し、明治二十六年五月広島弁護士会員である。

④ 明治二十六（一八九三年）九月施行の弁護士試験に及第した五十九人のうち、広島県人は、田上諸藏（明治二十二年明治法律学校、明治二十七年二月広島弁護士会・「官報」明二十七・二・十五）、丸龜徳十（明治二十五年明治法律学校、明治二十七年四月東京弁護士会・「官報」明二十七・四・二十一）、松元辰之介（明治二十六年東京法学院、明治二十七年二月東京弁護士会・「官報」明二十七・三・六）、伊藤三郎（明治二十五年和仏法律学校、明治二十七年一月大阪弁護士会・「官報」明二十七・二・六）の四名である（「官報」明

広島法律学校沿革誌

二十六・十二・十一）。

明治二十六（一八九三年）以降、広島法律学校の生徒であった者が、弁護士試験に及第したかどうかは、現在のところ判らない。

（注）明治法律学校が「芸備日日新聞」に出した広告によると、田上諸藏・丸龜徳十は、同校の卒業生であり（「芸日」明二十六・十二・十九）、関西法律学校が同新聞紙に出した広告によると、伊藤三郎は同校の学生という（「芸日」明二十六・十二・二十一）。

なお、明治二十三年五月に広島法律学校を卒業した門前元吉郎が、明治二十六年七月三十一日裁判所書記登用試験に及第している（「官報」明二十六・八・五）。

⑤ 明治二十七（一八九四年）年の弁護士試験の及第者は、二十八人であるが、このうち広島県人は、野尻麟太郎（明治二十三年明治法律学校、判事検事登用第一回試験にも及第、植田壽作（明治二十六年和仏法律学校、明治二十八年二月東京弁護士会、明治二十九年五月広島弁護士会に登録換・「官報」明二十八・二・九、明二十九・五・九）、小島孫三郎（明治二十八年二月広島弁護士会・「官報」明治二十八・二・二十）、三宅昌興（明治二十六年明治法律学校、明治二十八年二月広島弁護士会・「官報」明二十八・二・十四）の四名である（「官報」明二十七・十二・六、明二十七・十二・八）。

明治二十八（一八九五年）年の弁護士試験の及第者は、二十九

三二七（三二七）

人であるが、このうち広島県人は、江藤直作（明治二十五年東京法学院。判事検事登用第一回試験にも及第）の一名である（『官報』明二十八・十一・二十五、明二十八・十一・二十九）。

明治二十九（一八九六）年の弁護士試験の及第者は、十五人であるが、このうちには広島県人は、一人もいない（『官報』明二十九・十一・九）。

明治三十（一八九七）年の弁護士試験の及第者は、二十九人であるが、このうち広島県人は、天津彌太郎（明治二十九年日本法律学校、明治三十年明治法律学校。判事検事登用第一回試験にも及第）の一名である（『官報』明三十・十一・二十二、明三十・十一・十四）。

しかし、明治三十（一八九七）年の判事検事登用第一回試験及第者四十二人の中には、明治二十四（一八九二）年に広島法律学校を卒業した、林築三（山口県、明治二十八年東京法学院、明治二十九年日本法律学校）がいる（『官報』明三十・十一・二十二）。

⑥ 代言人試験及第者のうち、詳細な履歴が判明するのは、横山金太郎である。彼は、衆議院議員に当選しているので、『議院制度七十年史 衆議院議員名鑑』（衆議院・参議院編集発行・一九六二年）に集録されている。その経歴は、次の通りである。

横山金太郎 広島県第三区選出（注、昭和十五年十月現在、正五位勳三等） 立憲民政党

明治元年11月生・広島県出身・明治24年東京法学院卒○

西条区裁判所、松山地方裁判所宇和島支部各判事、台湾総督府法院判官を歴任す、のち弁護士に就任し、破産管財人、広島県会議員、同副議長、同市部会議長、広島市会議員、同議長、第二次若槻内閣の文部政務次官、鉄道会議議員、広島市長となる、また広島弁護士会長、同常議員会長、立憲民政党総務となる○当選九回（10・12・19）○

昭和20年9月25日死去

こ、では、更に、横山金太郎が、代言人・弁護士となった経緯、およびその家族状況について紹介しておこう。

横山金太郎（以下、金太郎という）は、明治元（一八六八）年十一月一日、庄原市東城町（奴可郡東城町）の農家に生まれ、東城小学校を卒業した後は農業に従事していた。しかし、向学心己みがたく家出をして、明治十九（一八八六）年代言人渡邊又三郎（以下、又三郎という）の書生となり、明治二十（一八八七）年三月広島法律学校に入学し、夜間は村井漢学塾に通った。明治二十三（一八九〇）年五月広島法律学校を卒業した後、又三郎が衆議院議員に当選して上京するに伴い、金太郎も上京して東京法学院（中央大学）を受験し三年に編入された。同校を一年で卒業し、明治二十四（一八九二）年十二月には代言人試験に及第した（『官報』明二十四・十二・十二）。明治二十五（一八九三）年一月広島に帰り、代言人として大手町四丁目又三郎の訴訟事務所に勤めた（『芸日』明二十五・一・八）。明治二十七（一八九四）年四月

三十日、独立して広島市小町一番邸（白神社右側補地蔵筋向）に弁護士事務所を開いた（芸目「明二十七・五・二」）。しかし、事件の依頼者は殆ど無かったところ、偶々、広島法律学校から東京法学院と同じ経路を踏んで同期に卒業し、司法官になった吉原謙亮（山口県、前出の押田謙亮）から勧誘を受けて、明治二十八（一八九五）年十月二十九日、西条区裁判所判事に任官したのを振出しに（官報「明二十八・十一・二」）、松山地方裁判所宇和島支部判事を経て、台湾総督府法院判官となったが、その後、又三郎の夫人が死去したのを期に、明治三十二（一八九九）年十月二十五日依願退職して広島に帰ってきた（官報「明三十二・十一・二十六」）。同年十一月十一日、金太郎は、広島地方裁判所検事局において、再び弁護士名簿に登録した（官報「明三十二・十一・十八」）。四年間の判事生活で箔が付き、法律事務にも精通し十分の経験を積んだと評判になり、開業早々持込まれる事件は夥しい数に上ったという。

金太郎は、松山地方裁判所に勤務していた頃、又三郎の長女豊子と結婚した。しかし、子宝に恵まれず、又三郎の末子寧道を幼少の時から嗣子に迎えた。寧道は、帝国大学医科を出て独逸に留学し、帰朝後は広島県病院耳鼻咽喉科長を勤めた後、広島市三川町に医院を開業した。寧道は、呉軍港の御用商人永井家の娘ユキと結婚し、四男一女をもうける。その内二男一女および寧道の四人が原爆死する。金太郎の孫（寧道の子）で現存者

は、昭和五十四（一九七九）年三月現在、次男滋（横山耳鼻咽喉科）、三男清（放射線影響研究所勤務）の二人で、滋と妻悦子との間には、隆道（歯科大学四年生）、久仁子（短大卒）がいる。

金太郎夫妻は、庄原市敦信地区へ疎開していたが、昭和二十（一九四五）年九月二十五日、原爆で寧道一家四人が死んだと聞かされた後、金太郎は脳出血の二度目の発作が来たという。享年七十八歳。妻豊子は、昭和三十八（一九六三）年五月、九十五歳で死去。

なお、渡邊又三郎には、四男二女があり、三男省三は弁護士松山廣居家に入籍し廣居の娘英子と結婚し、長女豊子は金太郎の妻となり、末子寧道は金太郎の嗣子となるが、その他の子には跡継ぎが無く、渡邊家は絶えた。松山家の人となった省三と英子との間には、松山太郎が生まれるが、名女形であった前進座河原崎国太郎（五代目、平成二年死去）の本名である（注、太郎には、妹春子、弟武二がいる）。太郎の長男英太郎（平成三年死去）、次男省次（政略）は、二人とも俳優となった。

（注）①横山金太郎が代言人・弁護士となった経緯と家族状況は、中国新聞社編『巨人新人』（中国新聞社・一九二八年）、兼井亨「20人の広島市長・14」（『中国新聞』夕刊・昭和五十四年三月二十三日発行）、兼井亨「20人の広島市長・6」（『中国新聞』夕刊、昭和五十四年三月十日発行）を参考にした。この他に、横山金太郎の



〈資料紹介〉

経歴は、次の人名事典などに収録されている。

成瀬麟・土屋周太郎編『大日本人物誌 一名現代人名辞書』(八紘社・一九一三年。後に、『明治人名辞典』Ⅲ上巻、日本図書センター・一九九四年に収録)。手島益雄『広島県百人物評伝』(日本電報通信社名古屋支局・一九一五年)。中江誠一『広島市発展の使命者 百二十傑伝』(水野藤九郎・一九二二年)。藤本湧漢編『広島県人物評伝』(広島通信社・一九二三年)。加藤結『新代議士名鑑』(国民教育会・一九二四年。後に、『政治家人名資料事典』第2巻、日本図書センター・二〇〇三年に収録)。猪野三郎編『大衆人事録』(帝國秘密探偵社・帝國人事通信社・一九二七年。後に、『大正人名辞典』Ⅱ上巻、日本図書センター・一九八九年に収録)。野依秀一編『明治大正史』第十五巻・人物篇(明治大正史刊行会・一九三〇年。後に、『大正人名辞典』Ⅲ下巻、日本図書センター・一九九四年に収録)。松本通藏『爾正選挙代議士名鑑』(選挙正中央会編纂部・一九三六年。後に、『政治家人名資料事典』第4巻、日本図書センター・二〇〇三年に収録)。衆議院事務局『第一回乃至第二十回総選挙 衆議院議員略歴』(衆議院事務局・一九四〇年。後に、『政治家人名資料事典』第1巻、日本図書センター・二〇〇三年に収録)。谷サカヨ『大衆人事録』近畿・中国・四国・九州篇(帝國秘密探偵社・第一四版・一九四三年。後に、『昭和人名辞典』第3巻(近畿・中国・四国・九州)、日本図書センター・一九八七年に収録)。市原成臣編『新日本人物大観』(広島

修道法学 二八卷 一号

三二〇(三二〇)

県(人事通信社広島支局・一九五九年)。衆議院・参議院編『議會制度七十年史 衆議院議員名鑑』(衆議院・参議院・一九六二年)。山下浩外四名編『政治家人名事典』(日外アソシエーツ・一九九〇年)。衆議院・参議院編『議會制度百年史 衆議院議員名鑑』(大藏省印刷局・一九九〇年)。市川太一『広島県選出帝國議會衆議院議員の経歴』(『修道法学』第五卷第一号、一九八二年。後に、『広島県の代議士』広島修道大学研究叢書・第七十一号、広島修道大学総合研究所・一九九二年に収録)。益子原和幸編『新訂政治家人名事典』明治・昭和(日外アソシエーツ・二〇〇三年)。

②松山廣居は、広島法律学校の校主を勤めた人物であるが、滋賀県人で明治九年七月大阪において代言人免許を取得し、その後、広島に来て代言人・弁護士をした。松山廣居は、僅かではあるが、河原崎国太郎「生いたち」(『河原なでしこ』、理論社・一九五五年)、河原崎国太郎「カフェ・プランタンと私の生いたち」(『女性芸談』、未來社・一九七二年)、河原崎国太郎「私の年譜」(『定本女形』、東京新聞出版局・一九八七年)に養祖父として見える。「渡邊又三郎も、河原崎国太郎の右「生いたち」、「私の生いたち」、

「年譜」に実祖父として出てくるが、衆議院議員であったので、その経歴は衆議院・参議院編『議會制度七十年史 衆議院議員名鑑』(衆議院・参議院・一九六二年)などに収録されている。

なお、広島法律学校に関与した代言人・弁護士については、「広島代言人組合」、「中国状師会」、「広島弁護士会」などの結成・活



動に関する資料紹介の中で取上げたい。

## 八 おわりに

筆者は、平成十五(二〇〇三)年二月下旬、東京から生まれ故郷の広島に帰り、第二東京弁護士会から広島弁護士会に登録換した。登録換の最初に、弁護士会からもらったのが、『広島弁護士会史』(会史編集委員会編・広島弁護士会発行・一九八六年)である。しかし、その内容は戦後編であり、戦前編は編纂の予定もなく、附録の資料編に戦前の弁護士や物故会員の思い出についての座談会が収録されているに過ぎない。椎木緑司「広島弁護士会小史」(広島弁護士会『会報』第八十号、一九八一年)でも、戦前の広島代言人組合・広島弁護士会の活動については言及していない。そこで、第二次世界大戦前の広島の代言人・弁護士の活動を、復元しようと思いついた。この「広島法律学校沿革誌」は、その第一弾である。

広島法律学校は、『法曹百年史』(法曹百年史編纂委員会編・法曹公論社発行、一九六九年)の「第三編 弁護士会史」の中で、当時の広島弁護士会長伊藤仁が、「広島弁護士会―第三次変革期をむかえる広島弁護士会の明治百年―」という弁護士会紹介文において、「明治初期の時代には、仲々法律思想が盛んで、つとに広島法律学校があり、笈を東都に負うて法律勉学に向う子弟は、その多くがこの階級(注旧浅野藩士)から出たようである。」と言及しているが、その実態については触れていないので、名称が知られていたに過ぎない。

現在は、広島法律学校の名称すら、知る人も殆どいない。

一方、広島法律学校が設立される一年程前の明治十九(一八八六)年四月に設立された、横浜法律学校については、代言人組合によって設立された法律学校として、前掲『横浜弁護士会史』上巻に詳しく紹介されている。中村文也「横浜法律学校」(郷土よこはま)第百号・一九八五年)は、更に、横浜法律学校に関する資料を収集して分析し、「わが国において弁護士会が弁護士の養成機関を有したのは、横浜弁護士会の例を除き存在しない。」という。しかし、横浜法律学校は、横浜代言人組合の決議で設立されたとはいえず、それは名ばかりで、実際は代言人組合長大塚成吉が個人の力で設立・経営し、半年後には組合から分離されて、その後は個人で三年くらい経営したが、廃校となった。その原因は、コレラ騒動、財政的なパトロンを欠くなど財政上の不安定さがあり、その破綻を食い止めることが出来ず、更に、明治二十一(一八八八)年五月、横浜法律学校は特別認可学校の対象外となり、他方、特別認可学校の対象となった在京の法律学校は権威を高め、これにより横浜法律学校の存在価値が失われ、応募者の減少に拍車を掛けたからであるという。

それに対して、明治十九(一八八六)年十一月に設立された関西法律学校(関西大学)は、特別認可学校にはなれなかったが、明治二十六(一八九三)年十二月司法省指定学校となり、今日の隆盛を迎えている。関西一の商都である大阪には、地元で法曹を養成し、

その法曹を受入れる政治的・経済的・社会的基盤があつたからであらう。

明治二十(一八八七)年三月設立された広島法律学校は、広島代言人組合員が一体となつて協議し、組合決議の有無は不明であるが、実質的には代言人組合が、「法律実務家の養成機関」(生徒は、代言人・弁護士だけではなく、判検事・執達吏・裁判所書記などの法律実務家になつた)を設立し、その三年後に一部の代言人は離脱したが、残つた代言人組合員達は団結して、その後も約六年半に渉り維持・運営した。広島法律学校は、当初から裁判官・検察官が無給で生徒を教えていたように、法曹三者の友情と情熱によつて存立していたが、司法省指定学校になることが出来ず、生徒数の減少には為す術もなく、明治二十九(一八九〇)年八月三十一日、終に廃校するに至つたのである。

本稿資料の主要部分は、『芸備日報』・『芸備日日新聞』に掲載された広島法律学校に関する記事・広告であるが、呉市中央図書館において、明治十九(一八八六)年一月から明治二十七(一八九四)年十二月末の間に発行された紙面(ゼロックス・コピー。現存のものは、多少欠号がある。)を総て謄写し、内容を点検して拾い出した。

明治二十八(一八九五)年一月発行以降の『芸備日日新聞』は、広島県立文書館(ゼロックス・コピー。明治二十七年九月十六日以降を所蔵)のものを見直し、広島法律学校に関する記事・広告が掲載され

た日の紙面を謄写した。更に、広島では収集できない資料(国立公文書館所蔵「官吏進退」、国立国会図書館所蔵「帝国弁護士録」など)は、別稿「広島立志舎の創立とその活動」の基本資料である「広島新聞」(興風社発行・国立国会図書館所蔵)も含めて、横山妙子氏(千葉市居住)の協力を得て収集した。横山氏とは、『常陸国風土記』研究・参考文献目録(「常陸の歴史」特別号、崙書房・二〇〇一年七月)を共同で編集したが、「研究家にとっては、これ以上のものは期待出来ないほどのすばらしい資料集になつた。」(茨城の民俗)第四十号、茨城民俗学会・二〇〇一年、四十四頁)と評価を受けていることを申し添え、感謝の意を表したい。

なお、『芸備日日新聞』などに掲載された、広島法律学校や代言人組合の活動に関する記事・広告の原文を、紺谷浩司・加藤高両氏と共同して、解説を附して資料紹介したいと考えているところである。紺谷氏が、その準備として、新聞記事・広告の原文をパソコンに入力中であるが、本稿の「討論会問題集」は、そのファイルを用いて編集した。本稿は、加藤・紺谷両氏の督促と協力がなければ、「法科大学院設立一周年記念号」に間に合うように成稿することは出来なかつた。両氏に感謝したい。

(追記) 『芸備日報』第四百十一号(明治十七年四月十五日、同進社発行)に、次のような広告が出ている。

○講法会広告

広島京橋町英学校ニ於テ爾後毎土曜日夜七時ヨリ

法律講義ヲ為ス志願ノ諸彦ハ左ノ所ヘ規則書ヲ来覽アレ

広島区胡町三十番邸

東京審理社広島支局内ニテ

明治十七年四月十五日 講法会幹事

審理社（東京・京橋区南鍋町、東京攻法館と信成社とを合併して審理社を設立）は、明治十六年十一月、藤田高之、米田精、浅田原次郎が設立し、鳩山和夫（法学博士）、磯部醇（法学士）、岡山兼吉（法学士）、高橋一勝（法学士）、山田喜之助（法学士）、砂川雄峻（法学士）、小川盛重が日々出張して、訴訟事件鑑定に従事するという（『芸日』明治十七・一・五）。

東京審理社広島支局は、脇榮太郎その他数名が発起人となって設立し、明治十六年十二月三十日、開業式を挙行した（『芸日』明治十七・一・五）。脇榮太郎らは、当初、法律学校を設置し、東京から法学士を招聘して、専ら生徒を募集して教授をなし、その傍ら訴訟鑑定も扱う予定であった（『芸日』明治十六・十二・十三）。しかし、東京審理社広島支局の広告には、講師の紹介もなく、訴訟事件鑑定事務所が、僅かに法律講義を週一回土曜日夜七時に行う「講法会」を開くに止まったようである。その後の情報は、見当たらない。

（注）藤田高之と脇榮太郎の履歴は、『議會制度七十年史 衆議院議員名鑑』（衆議院・参議院・一九六二年）によると、次の通りである。

広島法律学校沿革誌

①藤田高之 広島県第一区選出 立憲改進黨

弘化4年7月生・広島県出身・藩校に学ぶ○芸藩学問所句読師、神機隊長、軍監、軍事務局書記方となり、監察として奥羽征討に従軍す、次いで同藩裁判用達助、公用人輔となり、広島県大属、同県庁出仕、司法省出仕、同省検務課長、司法丞、元老院権少書記官、東京上等裁判所、横浜始審裁判所各検事を歴任す、のち千午銀行頭取、播但鉄道（株）取締役社長、東京馬車鉄道（株）監査役となる○当選二回（第2回補選、第3回）○大正10年5月28日死去

②脇榮太郎 広島県郡部選出 立憲政友会

弘化4年10月生・漢籍及び剣術を修む○農業を営む、農兵組頭、庄屋、戸長、第八大区書記、加茂郡書記となり、広島県会議員、同議長、同常置委員、勸業諮問委員となる、また山陽鉄道、中国紡績各株重役、私立関西中学校財団理事となる○当選四回（第1・3・5・9回）○明治41年12月7日死去